

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する
基本方針概要案に対する意見募集結果（提出意見集）

No.	氏名又は団体名	職業等	頁
1	三浦 光俊	岩倉市立岩倉南小学校	1
2	谷口 新一	あそあそ自然学校	3
3	神山 信正	NPO 法人環境カウンセラー全国連合会（常務理事） NPO 法人栃木県環境カウンセラー協会	4
4	土田 茂通	非営利特定活動法人環境カウンセラー千葉県協議会	7
5	匿名希望		9
6	三浦 和郎	株式会社ドーコン 環境保全部 参考：環境カウンセラー（事業者部門）	14
7	匿名希望		15
8	戸村 泰	NPO 法人環境カウンセラー千葉県協議会	16
9	木村 尚	N P O 法人海辺つくり研究会	17
10	藤村 コノエ	NPO 法人環境文明 21	18
11	中尾	北海道環境生活部環境室環境政策課 環境推進グループ	23
12	石井 誠治		24
13	野上ふさ子	地球生物会議（ALIVE） 代表	26
14	久枝 克則	愛媛環境カウンセラーズ会会長	31
15	石田好広	東京都江東区立東雲小学校	32
16	NPO 法人 盤州里海の会		33
17	一瀬 泰啓	ちゅうごく環境ネット	35
18	山下隆三	「子供達をガンから守る、環境の会」NPO・ボランティア団体、代表	38
19	西江 重信	グループエコライフ	40
20	匿名希望		42
21	宇野 哲夫	NPO 武蔵野・多摩環境カウンセラー協議会	43
22	増山 博康	「NPO 法人・環境ケア」設立準備会	49
23	「持続可能な開発のための教育の 10 年」推進会議		52
24	首藤万千子	羽根木プレーパーク 世話人	53
25	（財）公害地域再生センター （あおぞら財団）		57
26	八王子市 生涯学習スポーツ		59

	部生涯学習総務課		
27	フォーラム「環境教育推進法を考えよう！」		60
28	東 陽一	財団法人日本野鳥の会 サンクチュアリ室	64
29	赤尾 整志	日本環境教育学会（運営委員） 自然環境復元協会（運営委員） 全国学校ビオトープ・ネットワーク（理事）	67
30	環境カウンセラー全国連合会		68
31	池谷 奉文	財団法人 日本生態系協会 会長	76
32	きれいな水といのちを守る－ せっけんネットワーク栃木		82
33	みやぎ環境教育ネットワーク		84
34	大屋 渡	森林インストラクター会「愛」	88
35	有田 優子		90
36	伊藤 博隆		91
37	（財）日本自然保護協会 / NACS-J 普及広報部		93
38	青木 容子	オーガニックテーブル株式会社	94
39	川村 研治	日本環境協会	95
40	（財）世界自然保護基金ジャパン 事務局長 日野迪夫		97

（意見受付順）

提出意見 1

氏名・団体名：三浦 光俊

職業等：岩倉市立岩倉南小学校

意見：

P4 (2) 環境保全の意欲の増進、環境教育の推進のための施策

1. 学校、地域、社会など幅広い場における環境教育

ア. 学校における環境教育

この部分に記述されていることの推進は大変重要です。しかし、このままでは、あくまでもイベント的な取り組みに終わる学校が多いと思います。なぜなら、環境教育を行うことは学校の自由意志に任されており、行わないことも可能だからです。教員の意識としては環境教育は本業ではなく、おまけなのです。

環境科を新設し、環境教育をおまけではなく、本業にすれば、大きく変わると思います。子どもの頃にしっかりとした環境保全意識を身につければ、世の中は大きく変わると思います。環境科は、教科書を作り、カリキュラムをきちんと明示し、誰での実施できる内容にするべきです。意欲のあるものは、自主的に研究しますが、ほとんどの教員は忙しすぎて、自らカリキュラムを作る余裕はありません。

P4 (2) 環境保全の意欲の増進、環境教育の推進のための施策

1. 学校、地域、社会など幅広い場における環境教育

ア. 学校における環境教育

この部分に記述されていることの推進は大変重要です。しかし、このままでは、あくまでもイベント的な取り組みに終わる学校が多いと思います。なぜなら、環境教育を行うことは学校の自由意志に任されており、行わないことも可能だからです。教員の意識としては環境教育は本業ではなく、おまけなのです。

環境科を新設し、環境教育をおまけではなく、本業にすれば、大きく変わると思います。子どもの頃にしっかりとした環境保全意識を身につければ、世の中は大きく変わると思います。環境科は、教科書を作り、カリキュラムをきちんと明示し、誰での実施できる内容にするべきです。意欲のあるものは、自主的に研究しますが、ほとんどの教員は忙しすぎて、自らカリキュラムを作る余裕はありません。

P4 (2) 環境保全の意欲の増進、環境教育の推進のための施策

1. 学校、地域、社会など幅広い場における環境教育

イ. 学校の教育職員の資質向上

全教員の意識改革、技能向上のための研修会を実施することが必要です。5年間程度の期間を設けて、全員の教員が最低1日の研修を受けるようにして欲しいと思います。夏期休業中などの時期に実施することは可能だと思います。

それと並行して、環境教育のリーダー的な役割を果たす教員を育てるとともに、そうした教員が活躍できる組織を作って欲しいものです。

提出意見2

氏名・団体名：谷口 新一

職業等：あそあそ自然学校

意見：

1. 官 民へという流れの中で、NPO など民間活用をもっと明記して欲しい。
2. 問題解決において、協働や緩やかなネットワークによる知恵ある解決手法などをもっと明記してほしい。

提出意見3

氏名・団体名：神山 信正

職業等：NPO 法人環境カウンセラー全国連合会（常務理事）、NPO 法人栃木県環境カウンセラー協会

意見：

パブリックコメントは書いたことが無く、書き方も良く解りませんが、現在環境カウンセラーとして頑張っていますので、一言書かせて頂きました。辛口になりましたが、真面目の本音ですので、ご理解下さい。

これとは別として、もし機会がありましたら、環境カウンセラー全国連合会として「介護施設に於ける環境問題」名称は「介護施設に於ける環境管理指導者養成講座」を約2年かけて企画し、開催できることになりましたので陰ながらご支援下さい。（10月16・17日）

新しい企画ですので頑張っています。

介護施設は環境問題から完全に取り残されていますので是非注目して下さい。

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する

基本方針概要案に対する意見の募集について

．学校、地域、社会など幅広い場における環境教育 4P

イ．学校の教育職員の資質向上について 5P

現実的な問題点として、環境省と文部科学省が連携した事業や環境教育はそれなりに活動機能は働くが、一步その範囲から出たものは殆ど機能することもなく、関係窓口でも相手にはしない。特に環境教育をと、調査官事務所から勧められても教育委員会を通ることは、至難の業で「縦割り行政の強さは鉄壁の如し」と云っても過言ではない。

こうした基本方針が出来ても、教育は文部科学省が専門で、環境教育といっても環境省にその専門分野の壁を乗り越えるだけの末端施策は条文からでは読み取れない。

個々の環境カウンセラーに環境教育の必要性を要望しても、その門戸が開かない限り絵に描いた餅でしかない。

環境カウンセラーの大阪地区では、小学校で授業の一環として活動していると聞くが教育委員会の考え方でかなり進んでいると思われるが、対象は生徒であって先生ではない。

学校の教職員に環境の勉強をして欲しいと願うが、各地区のカウンセラー協会等に環境教育に

関する相談があったことなど一度もないと聞く。

教員で無い者が環境カウンセラーとして学校に入るには、確かに受け入れ側の立場からすれば、聖域に土足で入って来れたような気がするのも理解できないでもないが、そうした側面をきちんとしないかぎり、環境教育は学校に入り込む隙間は寸分も無い。

各地区の環境カウンセラー協会と各学校が自由に協議することが出来て、まず、学校の先生が環境のカリキュラムを受講し、認定資格を取得する。先生から生徒への指導体制を構築することが、最も素直に「教育と環境」が融合出来るのではないだろうか。

ここで大切なことは、条文の中に学校教職員の義務として、環境教育カリキュラム受講の義務化を設定し、各学校の登録台帳にカリキュラム受講有無の記録を残すことが最も環境教育を普及させる手法ではないかと思われる。

所定のカリキュラムを修了した教職員には、「人材の育成、認定事業の登録及び情報提供」の活用から全国各地のカウンセラー協会団体から登録証明証を発行することによって、先生としての意識も高まり、環境に関する教育にも自信と情熱を持って、生徒に対して向き合えるのではないかと考える。

カリキュラムは公害概論から始まり環境基本法に添って様々な地球環境保全の研修会を130時間、1日7時間の割合で約18日間の講座を原則土日に受講して頂く。

現在環境カウンセラー全国連合会で企画している「介護施設に於ける環境管理指導者養成講座」のカリキュラムでも改訂すれば十二分に転用できるし、教職員用のカリキュラムとして作成することも可能である。またこうしたテキストがあれば、各環境カウンセラー協会には専門分野ごとに（講師）人材も豊富なので、何れの協会でもしっかりとした教育が可能である。参考（介護と環境のテキスト教材は700ページ相当分）

こうして取得した認定資格は先生としての自覚を促し、環境教育へのきっかけとなり不足している資質は、後からでも加速度的に付いていくことになる。

・人材の育成、認定事業の登録及び情報提供 7P

ア．民間の人材育成、認定事業の登録制度

民間の自発性を尊重しつつ、民間団体ならではの創意工夫を損なわないよう運用し・・・と書かれてあり、現在不眠不休で頑張っている認定事業の夢がようやく実を結ぼうとしているので、感激に堪えない。

ただ、一抹の不安は、NPO法人の「特定非営利法人」と云う言葉がいまだに解らないことである。

ある県では、NPO = ボランティアと解釈しているので、何をするにも無償とか無料とかが喜ば

れ、有料の研修会講座等を開催すると全く支援の支の字も無い。

NPO をどのような意味で創設したのかは解らないが、有料 = 罪悪的な行政の考え方を改めて欲しい。(一部であって全部ではないが)

NPO が着実に団体として根付くには有料事業が無い限り 100%無理である。

特に内閣府承認の NPO は収支決算のガラス張りは勿論、1 円の不明金もあってはならない団体で、そうした団体に何らかの補助金で無償開催を要望し、その時に限って後援や支援を行う。(有料であってもしっかりとした企画には行政として支援して欲しい)

これでは雨後の竹の子の団体も徐々に先細りとなり、残るのは行政から補助金で何とか運営している団体だけとなり、「持続可能な開発」等ありえるはずがない。

健全な運営団体になるためには、事業展開が不可欠であり、せめて会員の交通費や宿泊費、頑張った場合はその手当て程度の資金が無ければどんなに意欲の増進と云って、基本方針を作っても駄目と思わざるを得ない。

ボランティアと云って頑張れるには、その人の生活に支障が無いだけの余裕がある人のことで、手弁当で交通費は自前で・・・この考えでは NPO であっても先細りになることは必死と理解していただきたい。

不眠不休で環境保全のカリキュラムを考え、対象者の役に立つ企画を提供しても、行政は有料となると、後援の対象扱いはいまだにしない。

こうしたコメントは採用されないことは解っていても、一言書かせて頂いた。

有料事業であっても本当に環境教育として役立つ企画か否かを行政は見抜いて欲しい、その上で後援など側面支援をお願いしたい。有料の費用は次の企画への大切な資金となるのだが・・・これが「持続可能な開発」言い換えれば持続可能な事業展開となる。

(2) 今後の取り組みの基本的な方向 1P

NPO 法等の制度は出来ましたが税制、助成、事業委託等に於いて、自立的、効果的活動を支える観点からの仕組みの整備や運営を進めていく必要があります・・・と書かれてあり、事業委託には真剣でも、自立的になるための側面支援は何も無く、今後もこの書き方では、新鮮味も無く期待が持てない。

助成金を払っての支援よりも自立できるように支援するほうが本来の整備ではないだろうか、諸外国に、一時しのぎの食料や毛布は送っても、恒久的に自立できる支援が無ければ、感謝される血の通った支援では無いのだが、考え方は同じような気がする。

オ、のプログラムの整備にしても新鮮味が無く、整備と云うのであればもっと新しい発想の指導者養成を示して欲しい。見る限り、単に何らかの転用のように思われる。

文書は綺麗でも新鮮味は無い。 以 上 6P

提出意見4

氏名・団体名：土田 茂通

職業等：非営利特定活動法人環境カウンセラー千葉県協議会

意見：

1) 基本方針概要(案)に関する全体的な意見

私は、環境カウンセラーに登録されて5年強、環境保全活動について学習ならびに実践を行ってきた者で、この体験により得たものを背景にしてこの意見書を提出するものである。本意見を2)基本方針概要(案)の文章上の該当箇所に反映させる。

1-(2)-ア 環境教育の目指す人材に記載されている思想に賛意を表すが、基本方針概要(案)の全文を通しては、この思想が強く貫かれていない印象を受けるところに問題がある。環境教育(以後環境学習も含む)は現状でも盛んに行われているが、主として環境教育指導者を養成することを目的にしているケースが多い。これは非常に重要であると認識しているが、環境教育指導者を数多く養成しても環境保全活動は必ずしも活性化しない。環境保全活動を率先実行する指導者と参加実行者を多く生み出すことにより環境保全活動が活性化する。地域における環境教育の悩みは「講演会や講習会に多くの方が参加して勉強をするが、知識の習得のみに満足し、実践行動になかなか繋がって行かない」ことにある。

2-(2)の施策の項において、学校、地域、社会、職場に分類して記述しているが、環境教育をうける層の分類としては主婦層と現役引退後の高齢者層、現役サラリーマン層、大学生とフリーター層、学校教師層、児童・生徒層に分類するほうが具体性を伴うものと考え

る。やる気が生じれば活動する、未活動のサラリーマン層に対する施策が殆んど記載されていない。ここに基本方針概要(案)の問題点がある。この層の人々は自由経済社会において生活を守るために、価値観を金銭で判断せざるを得ない境遇にあり、環境教育から遠い立場にいると思われる。人数の多いこの層を如何に環境教育に参画させるかが環境保全を推進させる大きなカギと考える。

2) 基本方針概要(案)の文章上の該当箇所

上記に意見を記載した立場から基本方針概要(案)を読むと気になった所を指摘する。しかし、これは文章上ではさらりと触れられているとも考えられるが、心を打たないので記載する。

1 - (1) : 訂正希望

個々人の意識を変えるとともに・・

個々人の価値観の変革を伴うとともに・・・・・・

1 - (2) - -イ : 基礎要素として、以下の事項が重要です。4項目に下記の追加し5項目を希望

自ら行動する大切さを体得し、行動の喜びを学ぶこと

2 - (2) - 追加2件希望

その一 「・・・活用しながら、職員への環境保全の意欲・・・」

「・・・活用しながら、職員への職場ならびに家庭における環境保全の意欲・・・」

その二 文末に「事業者に対しては、事業展開に大きく影響する環境に対する企業の社会的責任を果たすことの普及・促進を進める」

2 - (2) - -ア : 文中に追加希望

「従業員向けの環境教育プログラム・・・」

「従業員向けの職場ならびに家庭における環境教育プログラム・・・・・・」

2 - (2) - -イ : 文書訂正

「年次休暇の環境ボランティアへの活用などを促進・・・」

「年次休暇の環境ボランティアへ参画するなど、その活用などを促進・・・・・・」

以上

提出意見5

氏名・団体名：匿名希望

意見：

1. 全般的意見

1. カタカナ語については、広範かつ一般的に用いられ、国民の理解を助けることが明らかな場合を除き、使用は最小限にすべきではないでしょうか。なお、カタカナ語の取扱いについては、個別的意見にも記載しましたので重複していることを申し添えます。

5 ページ 2(2) イ及びエの「環境教育リーダー」は「環境教育指導者」とすべきではないでしょうか。

6 ページ 2(2) 前書きで「エコアクション21」を例示するとしても、「環境活動評価プログラム」とすべきではないでしょうか。

8 ページ 2(2) イで「人材、コーディネーター」、8 ページ 2(2) で「コーディネーターとファシリテーターといった人材」など、コーディネーター、ファシリテーターという用語が内容の理解を深めるものとは考えにくいので、単に人材という表現で十分ではないでしょうか。

9 ページ 2(2) アの「イベント」は「行事」とすべきではないでしょうか。マスコミはマスコミュニケーションの略語と考えられますので、同じ文脈で両方を使うのは紛らわしいと思います。このため、「マスコミ」を「報道機関」、「マスコミュニケーションから」を「媒体や」としてはどうでしょうか。

2. 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律第7条第2項第2号の趣旨から、本基本方針概要で、主語が明示されない場合は、すべて政府が主語となると考えられますので、その趣旨を「はじめに」あるいは「2 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に政府が実施すべき施策に関する基本的な方針の前書」で明確に記述すべきではないでしょうか。5 ページから 6 ページの 2(2) のエ、カ、キ、クでは一部の主語が国と明示されている箇所があり、特別な意味を有すると誤解されかねません。主語が何なのかわかりやすくしてください。

・ 個別的意見

< 該当箇所 > 1 ページ、はじめに

< 意見 > 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律第 7 条第 5 項の趣旨から、「はじめに」は別途パブリックコメント手続きを行ななければならないのではないかと考えられますが、具体的なスケジュールをお示しください。また、本基本方針概要で扱う「環境」の範囲を「はじめに」で記載すべきではないでしょうか。

< 該当箇所 > 1 ページ、1(1)1 行目 私たち

< 意見 > 本基本方針の 1(2) 1 行目など数箇所私達という表現がある一方で、2 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に政府が実施すべき施策に関する基本的な方針の前書 2 行目など、ほとんどの場所で「国民」という表現になっています。「私たち」と「国民」が同じ意味であると思われるので、国民と統一すべきではないでしょうか。

< 該当箇所 > 1 ページ、1(1)4 行目 共通的理解

< 意見 > 「共通的理解」は「基本的考え方」と修正すべきではないでしょうか。第 1 から第 4 に共通の考え方はありませんし、ブルントランド委員会報告と別の報告などと共通的理解があるのならば、別の報告などを示すべきではないでしょうか。

< 該当箇所 > 2 ページ、1(2) イ 3 行目 人間

< 意見 > 「人間」を「人」と修正すべきではないでしょうか。環境基本法では第 3 条で「人間」という表現を用いていますがこれ以外の条文は「人」となっていること、環境基本法第 3 条であえて「人間」とする理由がわからないこと、9 ページの 2(2) アの 6 行目に「人と人」という表現があること、「人」の方が適した表現と思われます。

< 該当箇所 > 4 ページ、2(1) ア、イの例示事項の表現

< 意見 > 「する」という表現で、全体の「ます」体の表現とそぐいませんので、「ます」体に修正すべきではないでしょうか。

< 該当箇所 > 5 ページ 2(2) イ及びエの「環境教育リーダー」

< 意見 > リーダーというカタカナ語が、国民の理解を進めるとは思えませんので、「環境教育リーダー」は「環境教育指導者」とすべきではないでしょうか。

< 該当箇所 > 5 ページ、2(2) ウ こどもエコクラブ事業、子供の水辺再発見プロジェクト、地域交流拠点「水辺プラザ」整備事業、河川整備基金、緑と水の森林基金

<意見> これらの例示は本基本方針に記載するのは不相当と思います。

本基本方針が環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律第7条に基づくもので、閣議決定を経て「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」となるものですから、この基本方針で例示する事項は、関係各省庁の告示以上のレベルで決定されたものに限定すべきではないでしょうか。

<該当箇所> 5 ページ、2(2) エ 3 行目

<意見> 自然共生センターが例示されていますが、他にも環境研究、研修施設は数多くあります。たとえば、所沢にある環境省の機関である環境調査研修所も例示してはいかがでしょうか。

<該当箇所> 5 ページ、2(2) エ 6 行目から 9 行目

<意見> 「またこうした人材と学校現場をつなぐコーディネーターの養成を図ります。学校外の専門家・・・工夫が必要です。専門家への十分な資金確保が必要です」を「学校外の専門家・・・工夫が必要です。専門家の活動を支える資金を確保するとともに、活動が円滑に行われるような条件を整備します。」と修正してはどうでしょうか。

コーディネーターは「屋上屋を重ねる」という印象がありますし、専門家の活動は資金だけがあれば十分とは思えません。

<該当箇所> 6 ページ、2(2) オ 9 行目 GEMS, ネーチャーゲーム、プロジェクト・ワイルド、プロジェクト WET

<意見> これらの例示は本基本方針に記載するのは不相当と思います。

本基本方針が環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律第7条に基づくもので、閣議決定を経て「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」となるものですから、この基本方針で例示する事項は、関係各省庁の告示以上のレベルで決定されたものに限定すべきではないでしょうか。

<該当箇所> 6 ページ、2(2) カ 3 行目 地方公共団体

<意見> 「、地方公共団体」を削除すべきではないでしょうか。「2 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」で、地方公共団体の役割を記載するのは不適切ではないでしょうか。

<該当箇所> 6 ページ、2(2) キ 1 行目 努めるなど

<意見> 6行目には、「国が」という主語があるにもかかわらず、「努める」、2行目の「支援する」、5行目の「進めます」の主語が何か、文脈上はつきりしませんので、主語を追加するか、6行目の「国が」を除くべきではないでしょうか。

特に、「努める」は「関係者」が主語のように見えます。

<該当箇所> 6ページ 2(2) 前書きで「エコアクション21」

<意見> 「エコアクション21」を例示するとしても、このような表現が広範かつ一般的に用いられ、国民の理解を助けることが明らかとは考えられませんので、より平明な「環境活動評価プログラム」とすべきではないでしょうか。

<該当箇所> 7ページ、2(2) ア 2行目 機関の職員

<意見> 裁判官、国会議員、議員秘書は、機関の職員に含まれるのでしょうか、含まれないのならば、どのように対応するのか記載すべきではないでしょうか。

<該当箇所> 8ページ、2(2) イで「人材、コーディネーター」

<意見> コーディネーターというカタカナ語が、国民の理解を助けるとは考えにくいので、「人材、コーディネーター」を「人材」とすべきではないでしょうか。

<該当箇所> 8ページ、8ページ 2(2) で「コーディネーターとファシリテーターといった人材」

<意見> コーディネーター、ファシリテーターというカタカナ語が国民の理解を助けるとは考えにくいので、単に人材という表現で十分ではないでしょうか。

<該当箇所> 8ページ、2(2) 都市緑地保全法

<意見> 都市緑化法の施行以降、緑地保全地区は特別緑地保全地区と改められますので、施行の段階で本基本方針を適切に改正すべきではないでしょうか。

<該当箇所> 9ページ、(2) アの1行目「マスコミ」、3行目「マスコミュニケーション」、7行目「イベント」

<意見> これらのカタカナ語の使用が、国民の理解を助けるとは考えにくいので、使用は最小限にすべきではないでしょうか。マスコミはマスコミュニケーションの略語と考えられますので、同じ文脈で両方を使うのは紛らわしいと思います。このため、「マスコミ」を「報道機関」、「マスコミュニケーションから」を「媒体や」としてはどうでしょうか。(2) ア

の「イベント」は「行事」とすべきではないでしょうか。

<該当箇所> 9 ページ、2(2) ア 1 行目 「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」に向け

<意見> 「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」に関する決議案の国連総会における採択についての文部科学省の記者発表資料を踏まえ、「「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」の推進に向け」とするほうが、分りやすいのではないのでしょうか。

<該当箇所> 9 ページ、2(2) イ 3 行目 「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」も踏まえ

<意見> 「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」の趣旨を踏まえ」とするほうが、分りやすいのではないのでしょうか。

提出意見6

氏名・団体名 三浦 和郎

職業等：株式会社ドーコン 環境保全部 環境カウンセラー（事業者部門）

意見：

1. (2), について：

1～4行目は総花的な表現であるため、逆に基本的な部分をわかりにくくしています。総花的になっている原因に、自発的、自主性、自律的という言葉を用いている点が挙げられます。これらを意図的に使っているのであれば、私はあまり効果がないと考えます。6～8行目でNPO法の課題が明記されていないので、読み手には「必要性」が感じられません。課題に関する記述の補足を提案します。

2. (1) について：

これに続く下位の と の項目名が、(1)の項目名と若干整合性がみられません。修正案として「環境保全のための意欲の増進に関する考え方」「環境教育の推進に関する考え方」を提案します。

2. (2), , オについて：

1行目の「プログラムの体系化の観点を踏まえつつ」及び3行目の「環境教育のモデル的な事例の実証研究」の部分が理解できません。もう少し具体的な表現にすることを提案します。別な見方をすると、書き手の意図が正確な日本語になっていないとも言えます。

2. (2), , キについて：

第1文は、前項の「カ．情報の提供」に該当します。

基本方針概要（案）と基本方針構成（案）を対比した場合、基本方針構成（案）側の項目名に整合性のとれていない部分が数箇所あります。

以上です。

提出意見7

氏名・団体名：匿名希望

意見：

1 ページ、1.環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な事項、(2)今後の取組の基本的な方向、環境保全の意欲の増進についての取組の方向中「特定非営利活動促進法（NPO 法）等の制度ができましたが、税制、助成、事業委託等において、自律的、効果的な活動を支える観点から仕組みの整備や運営を進めていく必要があります。」と記載されていますが、このような考えについて、本案の2 ページ、2.環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針の各項目では読み取ることができません。従いまして、あらたに項目を設けるか、または3 ページ(1)環境保全の意欲の増進、環境教育の推進にあたっての基本的な考え方、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する考え方、キ.継続的な取組中「活動の主体が自立していけるような仕組みづくりを施策の中で目指します。」の末尾に次の項目を挿入してはいかがでしょうか。

また、NPO 法人などの主体が自律的、効果的な活動を支える仕組みとして、税制、助成、事業委託等を進めます。

提出意見8

氏名・団体名：戸村 泰

意見：

． <該当箇所>1 ページ、1 の(1)：私たちの目指す持続可能な社会と環境保全

<意見>

目指す持続可能な開発(経済成長)は、技術的に裏づけされた、具体的な姿を示せないでいて、果たして可能なのか、疑問があります。

日本は、このままで開発を続けるのではなく、もっともっとエネルギーや資源の使用を減らし、なお快適な社会を作ることに全力をあげるべきです。

そのためには、あらゆる資源の効率的な利用技術の実用化推進、暮らしの中の省エネルギー、リサイクル素材をベースとするものづくり技術の開発、自然エネルギーの導入などで、今よりも2~3倍のエネルギー及び資源効率をもった社会の実現を目指すべきです。

技術開発とそれを素早く社会や暮らしに利用するシステムの2つの重要性をもっともっと環境教育において強調すべきではありませんか。

技術開発にしても社会システムにしても、単に一方は企業に、一方は成り行きに任せるのではなく、まさに、市民(国民)の認識を上げるのが何より大切と考えます。

以上

． <該当箇所>2 ページ、1 の(2)の のイ：環境教育の内容

<意見>

この項目に上がっている4つの項目のような抽象的な内容のベースとなる科学的事実と考察の内容が必要です。ぜひとも、上記 . のような内容を加味してほしい。

環境教育の内容として、環境に関わる問題は、きわめて複雑であることを教えてください。

以上

提出意見9

氏名・団体名：木村 尚

職業等：NPO法人海辺つくり研究会

意見：

<該当箇所>：全体を通して

<ご意見>：

まったく賛成です。是非、積極的に進めていただきたいと思います。

しかし、実際に進めようとする、やらなくてはいけないことという視点ではなく、やったほうがいいが、やる時間が取れないなどという批判が起こりがちになるのではないのでしょうか？

小学校レベルでは、徐々にですが体験型の環境学習を行うところも出てきています。しかし、中学生や高校生になると、例えば総合的学習の時間がほとんど進路指導の時間になっているという話も聞き、途絶えてしまうのが現状のようです。

すなわち、従来型の枠組みに縛られ、必要性は感じていても脱却できずにいるのが現状ではないでしょうか。

アメリカのように、国土人心の荒廃が進んだ結果として現れた犯罪などの対処として環境教育を推進していったという歴史を考えるにつれ、日本でも同じ道をなぞっているという危機感を感じざるをえません。

プログラムについても、小学校の体験教育レベル、中学校の実験調査レベル、高校生の合意形成訓練レベルと階段を踏むことも必要かもしれません。しかし、やってみようとする、実際には、とてもそのレベルには耐えられないという先生方のご意見もあります。

義務教育化する、あるいは、センター試験の必須科目として取り上げる、国立大学の入学試験に取り入れるなど、大きな転換に繋がる対策をとることも必要ではないでしょうか？

提出意見10

氏名・団体名：藤村 コノエ

職業等：NPO 法人環境文明 21

意見：

私たち NPO 法人環境文明 21 は、持続可能な社会を構築する上で、環境教育は重要な役割を果たすという信念のもと、本法律の制定に精力的にかかわってきましたが、このたび、それに関する基本方針案について、以下の点を意見ならびに代替案として提出いたします。

はじめに(1頁)、について

【考え方と提案】

本法律は持続可能な社会の構築を目的とするものであることから、環境のみならず、経済活動や文化・歴史など人間活動にも踏み込んだ本質的な視点が不可欠です。しかし基本方針案では、全体的に自然環境教育など従来の環境教育の域を出ない範囲で捉えられており、このような内容の環境教育では、持続可能な社会の構築に役立つかどうか甚だ疑問であり、世界的な流れに遅れをとるものです。

そこで、「はじめに」の部分については、以下の文章を提案します。

「大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とする今日の私たちの社会は、有限な地球の資源を浪費し、かけがえのない環境の持続性を損なっています。また、そうした社会では、精神的な豊かさよりも物質的な豊かさが、人間的な価値やゆとりよりも経済的な効率や利便性が重んじられ、個人・家庭・地域・学校・職場などあらゆる場面で人間社会の持続性さえも損なわれています。こうした社会のあり方を見直し、環境、経済、人間・社会のバランスが取れた持続可能な社会を構築していく必要があります。

そのためには、私達を取り巻く様々な環境問題の現状を理解し、その要因を自らの日常生活や仕事、さらには個人の価値観や社会経済のあり方と関係付けて捉え、持続可能な社会の構築に向けて自ら選択し・行動できる人材をつくること、すなわち「持続可能な社会をめざす環境教育・環境学習」を進めることが重要です。

持続可能な社会をめざす環境教育・環境学習は、学校・地域・職場など全ての場面で行われるものであり、こどもから大人まで、その年齢や地域の自然・社会・歴史的条件等に応じ、幅広い領域で横断的に行われるものです。」

1. 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な事項

私たちが目指す持続可能な社会と環境の保全(1頁)について

【考え方と提案 / その1】

私たちが目指す持続可能な社会・・・と言いながら、私たちが目指す持続可能な社会のことが何も書かれていません。ここに書かれているのは17年も前に書かれたブルントラント委員会が考えたものです。

私たちが目指す持続可能な社会とはどのようなものか、その姿を単に外国の文章を引用するのではなく、自らの言葉で明記すべきだと思います。

そこで、持続可能な社会像として、私たちは次のように提案します。

「持続可能な社会とは、環境、経済、人間・社会のバランスがとれた社会です。すなわち、有限な地球環境の中で、環境負荷を最小にとどめ、資源の循環を図りながら、地球生態系を維持できる持続可能な社会であり、社会経済システムにおいて、費用と便益のバランスが取れた状態であり、市場経済においても長期的な視点が重視され、長期的なコストをいとわない社会であり、人間・社会という観点からは、一人ひとりの市民が自立し、健康で文化的な生活を営むだけでなく、自然・次世代・他の地域などとの関連性を持ち、多様な豊かさを実感できる市民社会です。」

【考え方と提案 / その2】

また冒頭の文章「私たちが環境の保全に主体性を持って・・・ものに変えていく必要があります。」の部分は本末転倒です。環境保全活動を主体的に進めていくために社会を変えるのではなく、持続可能な社会を作るために環境保全活動や環境教育を主体的に進めていく必要があるのですから、目的と手段が逆です。

そこで、この部分に関しては、以下の文章を提案します。

「持続可能な社会を築くためには、個々人の意識を変え、社会経済のあり方を変えられるような、主体的な環境教育並びに環境保全活動が必要です。」

環境教育の推進についての取組の方向(2頁)ア 環境教育の目指す人材について(2頁)

【提案】

この表題については、以下のものを提案します。

「環境教育が目指す人間像」

イ 環境教育の内容について(2頁)

【考え方と提案】

表題では「環境教育の内容」といいながら、持続可能な社会に向けた環境教育の考え方も明示しないままに、「共通的な基礎要素」という抽象的なもののみについて書かれていますが、ここではやはり「環境教育の内容」を明確にする必要があると思います。また、ここに書かれている内容では、持続可能な社会に向けた環境教育としてはあまりに範囲が狭すぎます。平成11年12月中央環境審議会答申「これからの環境教育・環境学習」にかなりの部分がのべられており、それを参考にすべきだと思います。

そこで、この部分に関しては、以下の文章を提案します。

「環境教育の内容としては、持続可能な社会の構築に向けて、環境の視点に加え、経済や社会的なことにも配慮した幅広い内容とする必要があります。」

具体的な内容としては、以下の事項が重要です。

生命共同体を尊重し大切にすること

自然や生物の多様性を保全すること

地球の有限性を認識し、その能力を超えない人間活動、経済活動を行なうこと

天然資源を保存すること

再生不能な資源の消費を最小限にとどめること

効率的な資源利用を図り、公正な資源配分を行なうこと

個人の生活態度や価値観を変え、人間の生活の質の改善を図ること

文化、暮らし方などの多様性を認め合い、歴史や伝統文化を尊重すること

地域社会の持続性を確保すること

地球規模の協力体制を作り出すこと

2. 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

(1) 環境保全の意欲の増進、環境教育の推進に当たっての基本的な考え方(3頁)について

【考え方と提案】

全体的に法律の継ぎ合わせ的な文章が多く、主語述語がとても複雑で分かりにくくなっています。また、例示はその内容や軽重にバランスを欠きます。

そこで、この文章に関しては、削除することを提案します。

環境教育の推進方策に関する考え方（4頁）ア 環境教育を進める手法の考え方（4頁）について

【考え方と提案】

2つめの・で、体験活動が重視されています。勿論これは大切なことですが、現状を見ると、体験そのものが自己目的化されがちで、何のための体験なのか分からないものも多々あります。体験はあくまで手段であり、目的は持続可能な社会を作ることです。

そこで、この部分に関しては、以下の文章を提案します。

「・知識、理解を行動に結びつけるため、・・・・、継続的な実践体験を環境教育の中心に位置づけるとともに、常にその体験が持続可能な社会作りに役立つものとなるよう配慮する。」

イ 学校の教育職員の資質向上（5頁）について

【考え方と提案】

学校教育における環境教育を推進するには、現場の教職員の研修が重要です。しかし、そのための時間が正規に確保されない限り、教職員の負担が増すばかりです。国や自治体はそのための仕組みを作ることが必要です。

そこで、この部分に関しては、以下の文章を提案します。

「・・・・。また、学習指導要領の解説を活用したり、・・・・、教員の指導力向上を図るとともに、国または自治体が行なう環境教育の研修への参加を義務付けたり、奨励する。さらに、大学の・・・・」

ウ 社会など幅広い場における環境教育の推進（5頁）について

【考え方と提案】

地域施設には環境学習セクターや地球温暖化センターなど多種あり、学習の幅を広げる意味で非常に重要です。

そこで、以下の施設を追加することを提案します。

「・・・・。地域の社会教育施設、国、地方公共団体や民間団体等が設置している温暖化防止活動推進センター、環境学習センター、自然体験・・・・」

オ プログラムの整備（6頁）について

【考え方と提案】

文章中に、沈黙の春、地球憲章、さらには、GEMS、ネイチャーゲーム、プロジェクト・ワイルド、プロジェクト WET など、特定の名称やプログラム名が記載されていますが、特定の本を推奨したり、特定のプログラムを普及、促進することを国の基本方針に書くことは、公平性を欠くものです。加えて、これらのプログラムは全て海外のものであり、日本の風土に適したものであるかどうかの評価は分かれるものです。特定のプロジェクト名を明記することは、国（環境省や文部科学省）が特定団体にお墨付きを与えたことになり、法律の趣旨に大きく反するものです。よって、この部分は削除すべきと考えます。

職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育ア 環境に関する研修、指導助言の充実（7頁）について

【考え方と提案】

法律 10 条では「支援」となっており、国が事業者に対して「指導助言」するという考え方は、官尊民卑の遺風を残しており、適切ではないと思います。

また、国が従業員向けの環境教育プログラム等を提供することは、千差万別な業種業態を考えた場合、不可能に近く、現実的とは思えません。

よって、この表題と文章については、以下のものを提案します。

「ア 環境に関する研修、支援の充実」

「・・・・・・。また事業者に対しては、従業員向けの環境教育プログラム作成に必要な情報等を提供します。」

拠点機能の整備ア 国の拠点機能の整備（7頁）について

【考え方と提案】

国内のみならず、国外の環境教育に関する情報を一元的に整備し、かつ総合的な視点から環境教育に関する研究を実施する機関は、国内にはないのが実情です。そのため、持続可能な社会に向けた環境教育という点で、世界的な動向から遅れている面もあります。

そこで、この点に関して、次の点を提案します。

「国は、持続可能な社会に向けた環境教育を実施するにあたり、総合的な調査・研究を行なう組織を設置します。地球環境パートナーシッププラザ等・・・・。」

提出意見 1 1

氏名・団体名：中尾

職業等：北海道環境生活部環境室環境政策課 環境推進グループ

意見：

学校での環境教育は、教科や「総合的な学習の時間」において行われている状況にあります。特に「総合的な学習の時間」においては、環境教育に取り組む内容や時間に大きな差があります。

「総合的な学習の時間」は、学習指導要領において「各学校が地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や児童の興味・関心等に基づく学習を行う」とされており、基本的に各学校にその内容が任されているため上記のような格差が生じるのであり、全ての児童生徒に必要な最小限の環境教育を行うためには、必須事項としての環境教育内容を学習指導要領の中で明記すべきと考えます。このため、その旨を基本方針に盛り込むことを要望します。

また、環境教育は、現在の環境政策に必要不可欠で効果的な政策手法であるため、将来「環境」など新たな教科の創設を検討することまで、基本方針の中で言及すべきと考えます。

提出意見 1 2

氏名・団体名：石井 誠治

職業等：

意見：

- ・ p.1 「はじめに（略）」について

今回は「この方針の目指すところをわかりやすく」ということのみで略されていますが、ここでは、この法律の位置づけ、この基本方針の位置づけ、この法律での「環境教育」の位置づけをわかりやすく簡潔に記述していただきたいと思います。

- ・ p.1 「1. 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な事項
(1) 私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全」について

本文冒頭の一文は手段と目的が逆になっていると思います。「環境保全に取り組むために社会を持続可能なものに変える」のではなく、「環境保全などに積極的に取り組んだり、他の活動などを通じて、持続可能な社会を構築する」のであり、そのように直すべきだと思います。

また、ここでは「持続可能な開発」についてのみ、しかも他者の定義が記述されています。ここでは「持続可能な社会」を我が国の定義としてしっかり記述していただきたいと思います。

- ・ p.2 「環境教育の推進についての取組の方向
イ 環境教育の内容」について

この部分の内容は表題と異なり、「環境教育の内容」ではなく、「共通な基礎要素」が記述されています。もし、「環境教育の内容」があまりにも人や立場、考え方によって様々であるため、ここでは記述できない、ということであれば、そのこと自体をきちんと記述すべきです。また、このように環境あるいは環境教育に対する考え方が人によって異なるものであることから、「共通な基礎要素」では「意見が異なる人間と人間との間の合意形成の大切さを学ぶこと」も書くべきです。

さらに本文の修正に合わせ、表題も正確な表現に修正すべきです。

・ p.7 「 人材の育成、認定事業の登録及び情報提供 」について

現在でも国内のそれぞれの地域には地道に環境保全などの活動に取り組んでいる人がいます。この人材育成・認定事業の登録制度によってそのような人たちが活動しにくくなるのではないか、という懸念が本法律の制定当初からあることは周知の通りです。したがって、既に現場で取り組む人達を尊重し、さらにそれにプラス する制度として人材育成・認定事業があるということ、をしっかり記述すべきだと思います。

・ p.10 「 (2) 法の施行状況についての検討、見直しの準備 」

この法律がうまく活用されるためにもっとも大切なことは情報が透明、正確かつ迅速に外に出てくることだと考えます。しかし、法律の制定から、この基本方針の策定までの流れは必ずしも十分なものにはなっていないと思います。この項の中では今後の施行状況についての検討、見直しについて、スケジュールや具体的な中身をもっときっちりと正確に記述していただき、これからもそれをしっかり遂行していただきたいと思います。

以上

提出意見 13

氏名・団体名：野上ふさ子

職業等：地球生物会議（ALIVE） 代表

意見：

はじめに

基本方針概要の全体について、環境教育といいながら、その環境の定義、内容についての説明が乏しいと思います。とりわけ、自然環境に関しての記述が極めて乏しいので、これに関する記述を入れることが必要と考えます。日本は、豊かな自然環境とそれを構成する生物多様性に恵まれた国であり、その恩恵を受けて現在の私たちの豊かな生活が成り立っているという基本認識のもと、生きものとの相互関係について知ることが環境教育の重要な要素であることを明記していただきたくお願いいたします。

< 該当箇所 > 1 ページ

1. 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な事項

(1) 私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全

第2は、地球の大自然の営み【を認識し、自然界を構成する多様な生きものたち】

との絆を深めるような新しい社会や文化を求めている点。

< 意見内容 >

【 】の一文を加えて下さい。地球の大自然の営みというと、地殻変動や火山の噴火といった人間の力の及ばない自然の力を想起します。しかし、生物多様性という言葉で示されているように、地球は何億年も過去から多種多様な生物のそれぞれの相互作用的な営みによって安定した生態系が維持されており、人間はそれらの恵みなしには一瞬たりとも生存することはできません。環境は、単なる物質環境ではなく、生きものが織りなす生物多様性の世界でもあることを、明記して下さい。

< 該当箇所 > 2 ページ

(2) 今後の取組の基本的な方向

環境教育の推進についての取組の方向

イ環境教育の内容

【・多種多様な生きもので構成される生態系の保全の大切さを考えること】

【・人がさまざまな形で愛したり利用している動植物の】いのちの大切さを学ぶこと

<意見内容>

【 】を加えて下さい。多様な生物で構成される自然環境の重要性を明記すべきです。また、人が利用している動植物の重要性もあわせて記するべきと考えます。人は犬や猫などの動物を家族の一員として飼育していたり、あるいは家庭菜園やガーデニングなどで栽培植物を育てるなどしてこれを慈しんでいます。一方、野生動物を動物園で見世物にしたり、動物性食品を摂取したり、実験に使用するなどで膨大な数の動物の生命を奪ってしまいます。どの場面においても、人間はそれらの恩恵を受けているのであり、その生命の尊厳を尊重することは人としての道徳の根本だと思います。

<該当箇所> 3 ページ

2 .環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

(1) 環境保全の意欲の増進、環境教育の推進にあたっての基本的な考え方

1 で示した取組を進めるに当たり、地球環境がもたらす恵みを持続的に享受すること、豊かな自然を保全し育成してこれと共生する地域社会を構築すること、循環型社会を形成し、環境への負荷を低減することの重要性及び森林、田園、公園、河川、湖沼、海岸、海洋等における自然体験活動その他の体験活動を通じて【、人に恩恵を与えている生物多様性の成り立ちを理解し、生きものに対する関心を深め、】環境の保全についての理解と関心、環境に対する畏敬の念を深めることの重要性を踏まえつつ、以下の基本的な事項に基づき施策を進めます。

<意見内容>

【 】を加えて下さい。森林、田園、公園、河川、湖沼、海岸、海洋等の自然の恵みは、すべてそこに生きる生物の多様性によってもたらされているものです。いま各地の学校や農業グループなどが身近な自然とふれあい楽しむとともに、科学的にも観察するために「生きもの調査」などの活動に取り組んでいます。特に子供たちにとっては身近な生物はとても興味や関心のもちやすい対象です。

<該当箇所> 4 ページ

(2) 環境保全の意欲の増進、環境教育の推進のための施策

(1) 学校、地域、社会など幅広い場における環境教育

ア．学校における環境教育

各教科等における環境に関わる内容の一層の充実を図るとともに、新設された総合的な学習の時間において、環境についての学習が実践されています。小・中・高等学校それぞれの発達段階に応じて環境教育で児童生徒が、【身近な自然や動物とのふれあいや、生きもの調査などを通して生物多様性の理解を促すとともに、】自然体験活動、勤労生産体験活動、社会奉仕体験活動その他多様な体験活動を通じて環境について学ぶ機会が充実されるよう、体験活動を促進していきます。

<意見内容>

【 】を加えて下さい。特に小さい子供たちにとって、小動物とのふれあいや、身近な自然とのふれあい、観察はとても大切な環境教育の一部です。

<該当箇所> 5 ページ

ウ．社会など幅広い場における環境教育の推進

地域社会における環境教育の充実を図るため、こどもエコクラブ事業、子どもの水辺再発見プロジェクト、【生きもの調査、】地域交流拠点、「水辺プラザ」整備事業等の実施、河川整備基金、緑と水の森林基金の活用等による民間団体等が実施する子どもの体験活動等への支援、学校を地域住民も対象とした環境教育の場として活用すること等を進めます。

<意見内容>

【 】を加えて下さい。例示の中に、生き物とふれあう活動を入れて下さい。子供達は生き物の営みを通じて生態系の仕組みを学んでいきます。私たちの暮らしの中では、生き物がいない自然環境というのはあり得ません。

<該当箇所> 6 ページ

オ．プログラムの整備

また、【田んぼの生きもの調査、】【四季のいきもの前線調査】、GEMS、ネーチャーゲーム、プロジェクト・ワイルド、プロジェクトWETといった既に普及している自然体験活動の指導者養成プログラムその他多様なプログラムの普及、促進を進めます。

<意見内容>

【 】を加えて下さい。例示が外来のものばかりですが、もっと日本の風土に密着した活動プログラムも取り入れて下さい。

<該当箇所> 6 ページ

カ．情報の提供

さらに、国、地方公共団体は民間団体等の環境教育に関する情報を収集分析整理し、インターネット等を活用して、広く国民に公開していきます。【また、生物多様性情報システムを充実させるなど、日本の豊かな自然に関する情報を広く提供していきます。】

<意見内容>

【 】を加えて下さい。自然環境に関する情報の提供も大切です。日本がどれほど豊かな自然環境に恵まれた国であるかを知らせることは、自然や風土を愛する気持ちを育む上でも大切です。

<該当箇所> 7 ページ

(4)拠点機能の整備

ア．国の拠点機能の整備

この他、各地で既に設立されている国立青少年教育施設、【生物多様性センター、自然保護事務所】、国立公園、国営公園等の都市公園、河川、海岸、港湾や森林等の拠点の充実・機能強化や拠点間の連携を進めます。また、地方公共団体や民間団体等の拠点との連携、役割分担を図ります。

<意見内容>

【 】を加えて下さい。レンジャーも、もっと増強する必要があります。

<該当箇所> 9 ページ

(8)国際的な視点での取組

イ．国際社会への協力

また、独立行政法人環境再生保全機構の地球環境基金、緑の募金による国土緑化推進機構の

緑の募金など開発途上地域で環境協力を行う民間団体に対する支援策についてその活用、充実・強化を図ります。【その場合の緑化は、地域の生物多様性を保全する形での自然再生事業を促します。】

<意見内容>

【 】を加えて下さい。緑化においては、単一樹種の植林や外来植物の導入ではなく、在来種を基本として地域の固有の生物多様性が維持される形で進められるべきことを明記してください。

フォントの都合で、 の中の数字を示す書体を表記できません。
(4)(8) に置き換えてありますので、よろしく願いいたします。

提出意見 14

氏名・団体名：久枝 克則

職業等：愛媛環境カウンセラーズ会会長

意見：

環境教育者の活動は、実に巾が広いです。それもあって、さまざまな役所から、環境教育者の制度が設けられています。

この法律では、分野は狭くても、オーソリテイに資格を与えるべきと、考えます。オーソリテイと言っても、その人が取り組む分野の講義が、内容の把握に間違いがなく、ある程度の話術・実験能力があれば良いと思います。

こんなことを、書くのも、成層圏オゾンが地上に舞い降りて、光化学スモッグの原因になる」とか、北極の氷が融けて海面が上昇する、アルミはきれいな金属だから回収しよう」などの話しを、環境専門家から聞いたことがあるからです。

教師にだって、間違いはありますから、環境教育者にも間違いは有り得ます。要は、理科と社会について、興味を持ち、疑問を持つ人（＝自己で、知識や認識に修正が出来る人）が、良いと思います。

以下、1～5から、3項目程度を満足すること。また、6～7は、否定要件です。

要件として

- 1、 環境カウンセラー。
- 2、 公害防止管理者；大気 or 水質の1級 主任者
- 3、 他の環境教育団体（例；エネルギー環境教育情報センター）の、資格を持っていて、実績のある者、又は環境省が納得できる者。
- 4、 国際的にも、環境指導者として、マズマズ遜色がないこと。
- 5、 過去の講義・講演のレジメで、判断する道を残すのも、良い考えと思います。
- 6、 教育者として、認定しないで欲しいのは、「単なる熱意だけの活動家で、理科・社会の基礎知識に欠けている、又は 新たな疑問を持たない人」です。たとえ活発な人でも、混乱を招き、環境教育をやり難くします。
- 7、 また、単なる自然保護愛好者オンリーの人も、今置かれている「京都議定書」のような環境問題には、少し 迂遠な気がします。

以上

提出意見 15

氏名・団体名：石田好広

職業等：東京都江東区立東雲小学校

意見：

小学校現場で勤務する者として、2点意見がございます。

1

<該当箇所>：4ページ (1) ア環境教育の進める手法の考え方 と (2) ア学校における環境教育 に関して

<ご意見>：基本的な推進方策として、(1) アの中で「体系的かつ総合的な教育を進めるための効果的な仕組みを構築する」と書かれていますが、現在、学校教育の中では、体系的、総合的に環境教育を進めるに至っていません。各教科等における環境に関わる内容が充実されてきているのですから、それらの内容の連携を図り、効果的に生かすべきだと思います。そのためにも、各学校が環境教育の全体計画を作成し、意図的・計画的に環境教育が行われるようすべきだと考えます。

2

<該当箇所>：5ページ (2) イ学校の教職員の資質向上 に関して

<ご意見>：もうすでに、環境省と文部科学省が連携して研修会を実施しており、今後もそのような研修会の機会を増やしていくことに賛成です。しかし、都道府県レベルでの環境部局と教育委員会の連携は必ずしも十分ではありません。例えば、環境部局の主催する環境教育に関する研修会が企画されていても、教育委員会や学校長が研修として認めないことがあると聞きます。このような状況が続くようでしたら、教職員の資質向上は望めません。国レベルの連携だけでなく、都道府県や市町村のレベルでも積極的に連携を深めて研修を実施すべきだと思います。また、今回の概要案には直接盛り込むべき内容ではありませんが、環境部局のみが主催する研修に関しても、教職員が研修として参加できるよう文部科学省からの通達を望みます。

提出意見 16

氏名・団体名：NPO 法人 盤州里海の会

職業等：

意見：

< 該当箇所 >：7P～8P

拠点機能の整備

民間による土地等の提供に対する支援

各主体間の連携、協力、協働取組のあり方の周知

< 意見 >：

私達の活動フィールドは東京湾内にて唯一残された自然海岸の小櫃川河口干潟及び盤洲干潟です。近年の動向から環境保全・再生が重要視されています。特に干潟に対する認識は強くなっています。

上記該当箇所から提案がありご連絡いたします。当会は里海と言う概念から地元で長年に渡って継続された漁に携わる漁師が中心で設立しました。活動のひとつに『里海の村づくり』を推進しています。その活動目的に対して内容を項目別に説明させていただきます。

研究者・市民・漁業者のコミュニケーションの場作り。

東京湾環境保全・再生の為にも閉鎖的な漁業権で守られている私達の漁場も含めて研究者・市民・漁業者のコミュニケーションの場が必要と感じています。その為にはお互いの理解を深め合意形成を図っていく拠点が必要と感じます。

研究者は現在行われている研究の一般公開を主として今までの研究の成果を環境学習を中心とした発表の場とし市民に対してコミュニケーションを図る場所。漁業者は市民に対して漁場・漁業者の現状を伝えながら理解を深めていただく場。市民は干潟環境と生活廃水の関わり等を身近なものとして感じていただく場等々を総合的に考えながら推進したい。

絶滅していった東京湾の生物（アサクサノリ・アオギス・ハマグリ・スナメリ等）の再生研究の場作り。

東京湾には絶滅されたと言われる生き物が多く生息してました。当会では 2000 年にレッドデータブックにて指定されたアサクサノリの復活を目指しています。又、漁業者としては昭和 20 年代まで多く水揚げされていた内湾性のハマグリも重要と考えます。

水産庁が発表した東京湾から絶滅したと言われるアオギスの放流も考慮していると聞きま

した。それらは東京湾内でも再生できる場所としては盤洲干潟が一番最適と思います。調査・観察等の拠点として『里海の村』を考えます。

里海・里山の連携による環境学習の拠点作り。

盤洲干潟に流れる小櫃川は豊かな自然を残す上流の亀山地域から干潟の金田地域まで約1時間程度で移動可能です。里海・里山の連携による環境学習としては最適な場所と考えます。東京湾アクアラインから考えると都心からの距離も短くなり首都圏を中心とした学校環境教育に無理なく行うことが可能と考えます。上流と下流に拠点を作り、下流の拠点は『里海の村』が最適な場所と考えます。

伝統的な海苔養殖・加工技術（手抄き天日干し）風景の再現と継続。

東京湾沿岸の歴史は海苔作りとは切っても切り離せないと考えます。近年は大量生産移行にて大型機械導入により江戸時代から続いていた手抄き・天日干しの風景が無くなりました。その昔は何処でも見ることが出来た台簾場による海苔干し風景を再現し体験学習として多くの人達に体験してもらいたい。又、その技法を経験している高齢漁師に指導いただきながら世代間のコミュニケーション図りながら食育の一環として考える事も重要だと思われまます。可能であれば、旧家をその場所に移築して風俗・風習の継承も行いたい。

当会は12月11・12日に『海苔抄き体験学習』を「wave 港・海辺活動振興助成」にて行う予定です。

干潟フィールドによる体験学習。

小櫃川河口干潟は東京湾でも貴重になった葦原が広がり、各種学校の環境学習には最適な場所と考えます。しかし現状では分断された歩道があるのみです。近くには駐車場も無く一部限られた人達のみが入れる状況です。

キイロホソゴミムシ・フトヘナタリ等の貴重な生き物も生息し旅鳥も豊かな飛来地となっていますが、暑い夏場などは子供達には非常に過酷なフィールドとなっています。それらを考えても『里海の村』に駐車場を設け生態系を壊さない遊歩道も必要と考えます。

以上を融合した施設を最低限の構造物にてモデルケースとして進めて欲しいと思います。候補地としては現在閉鎖されている木更津市畔戸地区の民間所有の『臨海スポーツ公園』が最適と考えてます。諸問題も多く存在していると思います。各専門家等のご支援・アドバイスをお願いいたします。誤字脱字がある場合はご了承ください。

提出意見 17

氏名・団体名：一瀬 泰啓

職業等：ちゅうごく環境ネット

意見：

現在、当NPOにおいては環境教育を推進するための事業を進めております。その事業のなかで体験した事項をもとに当基本方針概要案に対する意見（修正提案のみ）を述べさせていただきます。

環境教育の推進についての取組の方向 「イ 環境教育の内容」・・・について

環境教育の内容に関する共通・基礎・重要な事項として4つのことが記載されていますが、私たちが実施する環境教育にはこれ以外の事項が含まれているもの、また、この事項が含まれていないものもあり、当基本方針において「共通・基礎・重要な事項」を定義するためには、今後実活動を通じた検討が必要と考えます。

また、ナショナル・カリキュラム・カウンシルが呈示した環境教育ガイダンスでは、環境教育の内容構成について、「環境についての教育（知識）」、「環境のための教育（価値観、態度、積極性）」、「環境の中で、あるいは環境を通しての教育（素材）」という3要素が示されており（1）、それらについての記載が適当ではないかと考えられます。

(1)環境教育と学校カリキュラム（野上智行 編著）参照

さらには、「問題を客観的かつ公正な態度で捉えること」については、一見必要な事項と考えられがちですが、現代社会が解決できない問題（戦争や環境問題など）においては、客観性や公正性の判断自体が流動的であるため、活動においてその判断に終始してしまい実活動が停滞することが懸念されます。この項目については「環境に関わる問題は科学的な評価をもって捉えること」とした方が適当ではないかと考えます。

2．環境教育の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針・・・について

この方針の一番目に「教員等指導者の資質の向上」が挙げられているが、必要なのは教育の中身つまり教育を受ける立場の者にとっての効果であり、教員の資質の向上はひとつの方法にすぎない。さらに、学校教育においては「完全学校5日制」の導入後、短くなった教育時間で他の教科との調整をはかりながら環境教育を進めなければならず、「教員の資質の向上」という施策では高い効果性（コストに対する効果の高さ）が期待できない。今、指導（者）体勢に

において必要なことは、現状の教員の資質の向上ではなく、質の高い環境教育ができる人材を、教員、地域人材、企業人材から掘り起こし、各学校に配置するなど彼らが環境教育を推進しやすい環境を整備することである。

また、「地域においては一時的でなく恒常的に環境教育に取り組むことが求められる。」という記述があるが、この項では「政府が実施すべき施策」であるので、「国は地域において恒常的な環境教育へ取り組むことができる措置を講ずる。」という表現が適切であると考えます。

環境教育の推進方策に関する考え方・・・について

「ア 手法の考え方」と「イ 施策の考え方」という題目が記されているが、「場・主体・施策をつなぐ」というのは「手法」であり、また、「位置づけたり・仕組みを構築する」ということに基づき実施することこそが「施策」である。つまり題目と記載内容を入れ替えることが適当と考える。

さらには、「継続的な実践体験を環境教育の中心に位置づける。」と記されているが、現在の子どもたちを取り巻く教育環境のなかで、継続的な実践体験教育は極めて困難な状況にあり、このことを中心に位置づける施策は、実施の段階で無理が生じてしまい、高い効果を得られないのではないかと懸念される。ただし、継続的な実践体験の必要性は地域教育の現場でも強く感じられることであり、この項目を否定するものではない。「知識、理解を行動に結びつけるため、自然や暮らしの中での体験活動を継続的に実践する機会を積極的に設ける。」という表現が適当と考える。

(2) 環境教育の推進のための施策 学校、地域、社会など幅広い場における環境教育 ・・・について

青木委員の意見（環境教育を学校教育のなかだけで行うことは非常に困難）をもとに、第4回懇談会時の案では「社会教育及び学校教育における環境教育」という題目であり、社会教育を中核とした構成だったものが、当案では学校教育を中核とした施策に改悪されている。

さらには、「イ 学校の教育職員の資質向上」という題目・内容については、小関委員の意見（学校の教員が意識などを身に付け、学校が発信源となってもらいたい）という意見をもとに、教員をの資質向上を中心とされたのかもしれないが、そのために必要かつ効果的な方法は青木委員が提言した「学校評価に環境を入れたり、評議員の中に環境教育の人を入れるというインセンティブを与えること」である。教員の環境教育レベルの向上のためには、行政が用意した研修を受講させることなく、自らが「環境教育レベル」を高めたいという意欲とそのための行動（自分の資金・時間を使って学ぶこと）を促すことが必要である。そのインセンティブとしては教員の評価指標として「環境教育レベル」を具体的に設定することが効果的であ

る。

また、「エ 人材の育成・活用」については、記述の最後が「・・・必要です。」という表現になっており、具体的な施策となっていない(考え方なら理解できるが)。具体的な施策の表現とするため「・・・工夫を行う」「・・・十分な資金を確保する。」という表現が妥当と考えます。

「オ プログラムの整備」の記載の最後尾において、既に普及しているプログラムの普及・促進を進めるという表現があり、それ自体は適当と考えられる。しかし、具体的なプログラム名(固有名詞)については、国民の多くが知っている名称ではなく、固有なプログラム名の記載は「基本方針」としては適切ではないと考えられる。

職場における環境教育・・・について

第4回懇談会時の案では「ア 国の職員に対する環境教育」、「イ 事業者による従業員向け環境教育への支援」という、分かりやすい区分・表現となっていました。今回の案では「職員」という行政職員だけをさすのか？ 民間人(従業員)は重要視しなくても良いのか？(懇談会時の案では支援策が記されていたものが、今回は大幅に削除されている。)という疑問が残る。

また、国の法律の骨格となる「基本方針」に、職員(行政職員)の休暇の使い方を要請することを記すことの必要性に疑問が残る。確かに、今後、環境教育を進めるためには環境保全活動・環境教育の分野のプロフェッショナルが行政機能に必要であることは理解している。しかし、その方法としては「休暇の使い方」ではなく、環境保全活動・環境教育の分野のプロフェッショナル性を行政職員の評価指標に設定し、高いレベルのプロフェッショナル性を有する人材に、それを活かした業務・活動分野を設定することが施策(基本方針)には適当ではないかと考える。

以 上

提出意見 18

氏名・団体名：山下隆三

職業等：「子供達をガンから守る、環境の会」NPO・ボランティア団体、代表

意見：

スペシャルの報道番組（「沈黙の春」は化学物質が環境や生き物に、世代をこえて、影響を与えることを始めて警告。予防原則：体に蓄積した化学物質による症状は、コップにそそいだ水があふれ出るようなものとたとえられています。治療方法は化学物質を体外に出すことが有効な手段だそうです）CBS・TVの報道番組（予防原則：沈黙の春のレイチェル・カ・ソン評議会会長（権威ある環境問題監視機関）サミュエル・S・エプスタイン博士及び米国厚生省）子どもと化学物質とその影響の報道番組（予防原則：岡崎国立共同研究機構 井口泰泉教授は、子供は化学物質に弱いので、子供を基準に化学物質製品の使用を禁止と指導）治る力を呼び起こせ「統合医療」の可能性の報道番組（統合医療の世界的な権威である アリゾナ大学のアンドルー・ワイル教授、日本統合医療学会代表：東京大学名誉教授渥美和彦）

以上の報道番組で、化学物質の日用品による汚染で、人類滅亡の危機が理解できました。（分解しない化学物質を含む日用品は川に流れ、その川の水を水道水にして飲むので、化学物質は体を汚染）

体に蓄積した化学物質による症状は、コップにそそいだ水があふれ出るようなものとたとえられること及び治療方法は化学物質を体外に出すことが有効な手段であることも理解できました。（現在、血液から 500 以上の化学物質を検出。従って、少しの化学物質で、アトピー、花粉症、ガンになることも理解できました）

三宅島で化学物質の日用品を使用しなくなってから 2 年で、30 年前に絶滅したサンゴ礁が甦ったことで、環境汚染のほとんどが化学物質の日用品であることも理解でき、化学物質の日用品を使用しなければ環境保全に貢献でき、病気及びガン予防、寝たきり予防ができることも理解でき、個人レベルで環境汚染とガン予防は解決できることも理解できました。

有害物質を含まない日用品は、「沈黙の春」のレイチェル・カ・ソン評議会会長（権威ある環境問題監視機関）サミュエル・S・エプスタイン博士が成分を分析し、本で全成分を紹介しているので、事業者（保育・幼稚園、理容・美容室、飲食店等）は「消費者保護基本法」に順守でき、有害物質の被害で提訴されるリスクも回避できます。

他に、中央青山サステナビリティ認証機構は環境配慮商品に証明書（審査料五百万円ほどで検証）付の製品であれば、「消費者保護基本法」に順守でき、有害物質の被害で提訴されるリ

スクは回避できます。

環境保全に貢献したい方に、環境配慮型ホームページを無料作成してあげることで、有害物質を含まない、濃縮で安価、飲んでも危険でないマーク付、安全な成分製品により動物実験をしていないマーク付の日用品を使用する事業者は増加します。

従って、従業員及び地域の方々（保育・幼稚園、学校の子供達）及び顧客に予防原則である、化学物質の日用品を避けることを教えてあげる行為により個人レベル及び地域レベルで、環境保全に貢献でき、子供達をガンから守り、高齢者の寝たきり予防ができ、人類滅亡の危機は回避できます。

「国連持続可能な開発のための教育の10年」

即ち、10年後には、ほとんどの事業者は、第三者が成分を分析し、有害物質を含まない、濃縮で安全で安価な日用品（ほとんどの国民が毎日使用する歯磨剤、化粧品、シャンプー、石鹸、食器洗剤、入浴剤等）を使用するようになり、消費者は無料作成した環境配慮型ホームページで環境保全に貢献し、顧客を有害物質の危険性から生命、健康を守ってくれる事業者をインターネットで、検索できるようになります。

理容店、美容室等の美容関係者は化学物質を含まないシャンプーを使用することで、暮らしの中で環境に配慮することができ、仕事、事業者として顧客に環境保全とガン予防の情報を教えてあげることができます。

なお、事業者への表彰は、事業者の励みと誇りとなります。

提 出 意 見 1 9

氏名・団体名：西江 重信（にしえ しげのぶ）

職業等： グループエコライフ

意見：

2 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

< 意 見 >

「 いつでも・どこでも参加したいときに 」とあり、主体性と自由性は尊重しなければならないが、経済的負担感を伴わないようなしくみを構築し、全ての児童生徒や社会人が等しく環境学習ができる、いわゆる基本科目・義務的学習として、プログラムに参加できるような制度と社会的しくみづくりを考えてほしい。

= 環境学習・教育を教育革新の突破口に =

環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する考え方

ウ、適切な役割分担

< 意 見 >

各主体に当然家庭の役割が明記されるだろうが特に、祖父母・地域のシニア・シルバーの機能を再活性化させ、“生きがいづくり 知恵つたえ”の役割を担ってもらうことを別だてで位置づけてほしい。

高齢者には、原風景・原体験があります。知恵があります。生きがいづくり、知恵つたえ、家族機能の再生、世代間交流、文化の伝承、社会参加、少子化社会の活性化等々計り知れない可能性があります。

(2) 環境保全の意欲の増進、環境教育推進のための施策

学校、地域、社会など幅広い場における環境教育

オ、プログラムの整備

< 意 見 >

学問より文化として

あらゆる学問・技術領域で環境をバックボーンに据えている。

環境を、独立した学問として追求することは必要かも知れないが、循環型社会のしくみづくり、

「持続可能な開発のための教育」という支点で「環境学習・教育」を促えるとき、環境学より文化の萌芽・ライフスタイルの見直しが一般化するような制度と学習プログラム(五感を鍛え、感性を刺激する)が求められると考えるのですが・・・。

お金をかけて、また他の教科と同じように体系化することのあやうさを意識するのですが。米国で確立された人材育成プログラムや社会開発プログラムは、ビジネスとして開発されたきらいがある。合理化・効率化、マニュアル化、ファーストフード化されており、指導者の資質向上の手段としては有効だと思うが、絶対化し、崇拜するのはどうだろうか。

わが国の伝統的な生活様式にこそ「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進」のためのエッセンスがある。

科学性を付与し、新しいエコテクノ・バイオシステムを導入した原風景(農村風景・町のくらし)を再生・創出し、そこを拠点とし、あるいは活用する日本型・地域型のプログラム開発や実践にお金をかけることを提案します。リスクマネジメントにしても地域の特性があります。

循環、つながり、生命、手つだい、汗、達成、充実、感動、思いやり、見直し、再生等すべてがあります。

職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育

ア、環境に関する研修、指導助言の充実

< 意 見 >

住民に最も近い地方自治体職員に対し、自分の時間を使い、一部または全額自己負担をしても環境学習に率先推範して取り組むことを義務化するような表現で要請してほしい。もちろん国や行政法人の職員にも。

民間による土地等の提供に対する支援

< 意 見 >

NPO や NGO 等が独自に環境学習の拠点づくりに土地を確保する際、土地の取得や賃借料への配慮をしてほしい。

以上

提出意見20

氏名・団体名：匿名希望

職業等：

意見：

概要案 P7 の「2 (2) 人材の育成、認定事業の登録及び情報提供」に関して

人材の育成は大変重要な課題であるが、誰が、どのような基準、レベルで認定するのか、公平性、透明性、客観性が問われる。現在地域で活動している地元の人材（例えば田んぼの学校の農家のおじさんなど）がどのように評価されるのか。申請しなければ登録されないのか。登録されなかった事業、人材は活動を継続していけるのか等々の疑問がある。現在すでに始まっている環境教育の現場に混乱が生じないようにしてほしい。

提出意見21

氏名・団体名：宇野 哲夫

職業等：NPO 武蔵野・多摩環境カウンセラー協議会

意見：

[要旨]

広域的環境問題への取組みでは合意形成が大きな要素となるが、その際の使用語の扱いに関し、下記を基本方針として提言する。

環境問題で合意形成を図る際、用語の大切さを教育する。用語には日本語にはなっているものの、社会的条件や生活習慣の事情から、従来の日本では使われていなかったものがあるが、それについては、その“定義、使用例、用語が発生した背景など”をきちんと表現し、日本人に共通認識された用語として定着するように教育する。

[本論の背景]

環境問題に取り組んでいると、ともかく気になるのは“概念欠如”とも言うべき現象だ。

“認識不足だ”“努力不足だ”と幾ら言っても相手はピンとこないのである。そもそも“行政と住民の合意形成”にこの傾向がある。下記の例では“無縁の世界”と称しているが、正にその通り。また、この法律に関する意見交換会が環境パートナーシップオフィスで行われているが、その席上で次のような意見が出てきた。

環境問題へは“自発的な取組みや自主性を基にした創意工夫が必要”としているが、そういう発想とは全く無縁の世界がある。それが学校の先生や役人の世界だが、そういう世界の人間に幾ら“自立性・自発性を伸ばせ”と言っても全く効果が無い。“制度的な仕組み”が無いと動けないのだ。従って基本方針の中にその仕組みづくりが必要なことを入れて欲しい。

本論の合意形成でも同じことが言える。PI 理解の如何に係わらず下記のようなルールを作って認識させる必要がある。

話し合いで決める場合には“目的”“決定するまでのプロセス”“各種ルール”を予め定め、更に途中経過でも必要に応じて更新しなければならない。

(外環協議会 (後述) ではこれが全然出来ていない)

この“用語版”が上記の基本方針である。

最近の環境問題は通常、広域の問題であり必然的に関係者が多くなるため、合意形成を図ることが難しくなる。その原因の1つが“用語の扱い”だ。環境問題に取り組んでいる人なら既にこの現実に気が付いている筈だが、具体例で示さないとそれがどれだけ深刻な事態を引き起こして

いるかは仲々理解出来ない。そこで「外環協議会」(後述)の実態を述べ冒頭の「基本方針提言」に繋げたい。

[本文の構成]

本文は外環協議会の傍聴で得た情報を基に、下記に従ってまとめたものである。

外環問題 (含: 外環、PI 外環沿線協議会)

パブリック・インボルブメント (PI)

概念欠如

代替案

問題の定式化

外環協議会の正式名称が「PI 外環沿線協議会」とあるように、PI 方式を適用することが前提の協議会だが、殆ど適用されていない。それは認識不足というよりは“概念欠如”であるとしてでその解説をした。ともに PI に含まれる要素だが、これも概念欠如ゆえ解説した。

○外環問題

外環問題とは外環建設によって予想される環境悪化に対し、沿線住民が地域ぐるみで生活環境を守ろうとして建設主体 (東京都・国土交通省) と対立している問題のことである。「外環」とは都心から約 15Km に位置する「外郭環状道路 (都市計画道路)」のことで現在、三郷・大泉区間(30Km)が開通しており、三郷・市川区間(20Km)は工事中である。

本論が対象としているのは現在建設の是非を廻って議論している大泉・世田谷区間 (16Km / 本文ではこれを“外環”と呼ぶことにする) で、これが完成すれば 5 高速道路 (常磐、東北、関越、中央、東名) が道路ネットワークとして繋がり、自動車交通の利便性は飛躍的に向上する。外環は昭和 41 年(1966)に都市計画決定したが、諸般の事情により、その後長らく建設が凍結されていた。しかし東京 23 区西部・多摩東部における交通渋滞の余りの酷さに、やはり作ろうという話になってきた。しかし不用意に建設すれば大気汚染や騒音公害を引き起こす恐れがある。そこで計画沿線の 7 区市 (練馬区、杉並区、世田谷区、武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市) の住民、自治体職員、及び東京都と国土交通省の職員、全 30 人で協議会をつくり、平成 14 年 6 月から道路建設の是非について基本的な問題から検討することになった。

外環建設は公共事業であるが、その沿線住民にとっては“地域ぐるみで生活環境を守る「地域環境力」が問われる問題”だ。それだけに住民運動は社会的な力をもっており、外環協議会は難航が予想されていた。そこで合意形成を図る手段として先進諸外国で採用されているパブリック・インボルブメント (略称 PI / →後述) を本格的に適用しようと、協議会の名称も「PI 外環沿線協議会」と命名した。(文中では“協議会”或いは“外環協議会”) この協議会は開始以来 2 年以上経つが今だに決着を見ない。その原因は“協議には PI 方式 (後述) を適用する”とい

う前提を設けながら、肝心のポイントでは全く適用していない。且つ、PIの基本である“合意するための様々な工夫、即ち“プロセスづくり”“代替案”“問題の定式化”等が殆ど見られない。従ってPI自体が“概念欠如”となってしまう、これが議論が仲々収束しない原因となっている。これを法律で何とかならないかというのが本論の主旨である。

○パブリック・インボルブメント(Public Involvement 略称：PI)

これは「公共事業について行政と住民が合意形成を図る手法」を意味し、合意形成のためのいろいろな工夫がルールとして盛り込まれている。公共事業に関する合意形成は先進諸外国でも難問中の難問であり、各国とも散々苦労しながら様々な工夫をしているが、世界標準がある訳ではなく、国情或いは地域の事情に合わせて其々方式を考えている。下記は米国オレゴン州で使われているPI(6ステップ構成)である。

決定プロセスの確立：こういう手順で議論(+作業)すれば問題は解決する(議論が収束する)筈だ、という凡そのプロセスを決めておくこと。

問題の定式化：何処に問題があるのか、何が問題なのかを分析し、問題やプロジェクト・ニーズを定義すること。

評価の枠組みの策定：評価項目や評価基準などを決めることで、事前に決めておくことに意味がある。

代替案(後述)の考案

代替案の評価

代替案の選定

(東京都市交通シンポジウム 2000.11.14、参照：朝日新聞 2000.11.29.朝刊)

日本には古来より“何事も話し合いで決める”という原則があるので、本来ならPI方式適用に好都合の風土の筈だ。しかし日本では“話し合いには原則が無い”という不思議な原則があり(井沢元彦「逆説の日本史」)、“PI方式が適用可能な社会”とは全く異質な社会ではないかと思える程である。つまり、外環協議員は“日本の昔からの話し合いの感覚で”議論しているので、「代替案」とか「問題の定式化」などの意識は全く無い。外環議論の収束しない根本的理由はこの辺りにあるのだが、これは「概念欠如」とも言うべき現象である。

○概念欠如

表現上は日本語にはなっているものの、その概念が正確に認識されていないため、殆ど使用されないか、間違った使われ方をする現象を意味する。これは認識不足とか勉強不足、努力不足によって発生したものではなく、日本の歴史的背景、社会条件、生活習慣から来るもので、概念を示す語は元々日本語にない概念である。つまり“思ってみたこともない”“考えてみたこともない”ので“使う”という発想が起きないのである。その用語例が「代替案(alternative)」(後述)

や「問題の定式化」(後述)である。この様な言葉が出てくると、それを扱っている環境教育、環境対策など出来る訳がない。現在の環境問題には結局のところ、この問題に行き着くのではないかと思われる現象がしばしば見られる。

○代替案

これは“目的に対する手段の候補”という意味であって“代案”という意味は無い。

読み方は正確には“だいたいあん”だが“代替”の意味が“代わりのもので間に合わせること”なので意味が違ってしまふ(「代替フロン」は正しい使い方)。聞いただけでは“大体案(大雑把な案)”と聞こえ、誤解されるので“だいかえあん”と呼ぶことが多い。

英語では“alternative”であり、その和訳は“2者択一”、“選択すべき2者”などが出てくるが“代替案”は出ていない。代替案は環境アセスメント、パブリック・インボルブメント、システム分析でよく使われるが、現代用語辞典には出ていない。外環協議では次のように使っている。7区市地域の交通渋滞緩和の手段として外環をつくるという行政の計画は1つの代替案であり、環八の地下に通すというのもまた別の代替案である。その他、自動車道路の代わりに他の交通機関、例えばLRT(軽量車両)を通したらどうかとか、そもそも都市計画に問題があるといった意見がいろいろ出されている。但し代替案が成り立つには或る条件が必要である(→後述)。条件から外れれば代替案には成りえない。

代替案を扱う際に2つの問題がある。

住民は行政が主張している代替案に反対なら、自分たちで納得のいく代替案を作って優位性を主張する。これがPI方式のルールだが住民はそれを実行しようとしなない。

代替案が成り立つには条件がある。

この条件は外環協議会成立の条件から誘導される。協議員が建設主体(東京都、国土交通省)と7区市の住民・自治体職員から構成されているのは、外環の影響は7区市が最も大きいからである。従って他の交通機関に変更するという代替案は環八を使用しているトラック輸送業者、およびトラック輸送を前提とした産業に輸送システムの変更を求めることになり、7区市だけで議論する問題ではなくなる。

同様に外環の根拠となっている“環状メガロポリス構造ベースの都市計画”の改善は東京圏(都心から半径50Km内地帯)全住民に影響するので、7区市住民で議論すべき問題ではない。つまり外環問題とは7区市の地域ぐるみの環境を守る問題であり、これに限定しなければならない。基本的に関係があるからといって他地域住民の意見も取り入れなければならない代替案を設定するのは極めて難しい。外環議論はあくまでも“建設主体が主張する外環計画に対して如何に沿線の環境を守るか”という議論なのである。これは住民共々しっかり認識していなければならないことだが、現状では沿線から遥かに広域化し、また“計画ありきの議論”として住民

は反発する。それについては「問題の定式化」で述べる。

○問題の定式化

外環議論の前提には次の様なものがある（外環ホームページより）。

- ・現在の都市計画を棚上げし、昭和 41 年都市計画決定以前の原点に立ち戻って、計画の必要性から議論する。
- ・協議会は結論を出す場ではないが、公開して進めるのでより多くの人にその議論の内容を知ってもらうことに意義がある。

これらの前提には誤りが幾つも見られる。例えば「計画の必要性」について指摘すると、“必要性がある”ということの意味は“対象となる人や物の能力や機能が必要だ”という意味だ。高速道路ならば“自動車を効率良く走らせる機能が必要だ”という意味である。従って環八の交通事情を見れば外環の必要性は最初から自明の理なのだ。しかし自動車排気ガスや騒音で環境を悪化させ住んでいられなくなるようなら外環は作らないでくれ、環境上問題が無いことが確信できたら作ってもよい、という話なのである。

つまり次の文は当然成り立つ。

- ・外環は必要だ、しかし生活環境保全が保証されるまでは作らないでくれ。
- ・外環は必要だ、しかし資金が無くて作れない。
- ・外環は必要だ、しかし大深度技術に未解決項目があるので作れない。
- ・外環は必要だ、しかし移転が仲々進まず作れない。

これは“必要性”“環境”“資金”“技術”“移転問題”が並列の関係にあることを意味している。しかし協議会では全ての論点を必要性の検討項目としている。つまり“金が無いから外環は必要ない”“技術が無いから外環は必要無い”“環境問題解決の見通しが無いから外環は必要無い”という理屈になってしまうのである（これは“悪い冗談”ではないか）。

また“現在の都市計画の棚上げ”もおかしい。“都市づくり”は然るべき都市計画の基に進められる大きな流れがあり、各建設案件は都市計画審議会でその是非を決定している。

それを決定機能を持っていない外環協議会が都市計画が正しい悪いのと言っても相手にされないことが外環協議会には理解できないらしいのである。

その他、矛盾した議論は随所に見られるが、本論では“それがけしからん”と言っているのではない。この種の議論では当初考えていた問題点が間違っていたことは往々にしてあるのだ。丸 2 年も議論していたら、上記のような前提や議論に誤りがあることは当然気が付く筈だ。気が付いたら直せばいいのである。“問題点はどこにあったのか、プロジェクト・ニーズは何か”は議論している内に次第に分かってくるものである。そうしたらより正しいものに置き換えればいいのである。それは決して恥ずべきことではない。これが「問題の定式化」と言われるも

のだが、残念ながら今の協議会にはこの概念が殆ど見られない。これでは議論は収束に向かわないのである。

以 上

提出意見22

氏名・団体名：増山 博康

職業等：「NPO 法人・環境ケア」設立準備会

意見：

<大きな枠組みから現場レベルまで～

パートナーシップの中で、行政・市民が高めあう議論を継続しよう！>

今、日本社会は岐路に立っています。

少子高齢化や FTA など、日本社会全体の持続可能性を考えるべき時なのでしょう。

今回の EE 法について言えば、

- 1) 環境問題は、水・エネルギー・交通・ゴミ・土地利用などの制度や箱モノに左右される部分がかなり大きい。
- 2) 3 割自治の中で、区市町村がやれることには限度がある。事実、ゴミ関係のセクションを除いた「環境担当課」は「普及・啓発」、「調査」以外の事業をしていないし、できない。
- 3) 今夏の気象をみても、環境問題はますます深刻化しているといしか言いようがないという状況の中での立法です。

意見交換会の議論から感じたことは、自分達でゴミを拾ったり、自然を観察したりするのは楽しいけれども、そういうことをやっていれば、問題は解決するのかと言う危機感が、現場で真剣に考えている人ほど強いと言うことでした。ただ、これだけ大きな問題について、こんな「ちっぽけ」な範囲の法律に何もかも期待するのは無理があるでしょう。

ですから、今回の法律を活かすとすれば、以下のような認識に立って、基本方針や省令について議論していくということではないかと思います。

- A) 日本社会全体の持続可能性を達成するために、どういう環境教育をすれば良いかと言う問題意識、戦略を行政、市民双方が持つ。
- B) A)を前提とした上で、現時点で、この法律を活かすとすれば、基本方針や省令をどういう形にしておけば、良いか議論する。

A)、B)の見地に立って、私なりに考えますと、

ア) 基本方針や省令は、できるだけ広範囲な問題意識の企画・行動に対応できるように、いろいろな要素を盛り込んでおく。

イ) 基本方針や省令、及びその説明資料について、できる限り、意見交換の場を作り、行政、市民双方が、制度をどういじれば、社会全体にどのように反映するかと言う点について、習熟するトレーニングの場とするということかと思えます。

具体的には、基本方針、省令、地方自治体の基本方針、及びそれらの説明資料の作成過程について、以下のような方針で進めることではないかと思えます。

I) 主務省令、地方自治体の基本方針作成、基本方針・省令の説明資料の作成について、現在同様の意見交換会や懇談会を行い、広く意見を募る。

II) 地方自治体の基本方針作成については、

i) 狭義の環境担当部局だけで作らない。

首長のもとに全部局と狭義の環境保護団体だけでなく、いろいろな市民が参加する横断的な協議会を作り、そこで議論して決める。

ii) 上記の際、「在住・在勤」と言う狭義の住民やその関係者以外の参加も認める。

III) エコスクールについて、教育委員会・校長会・教祖・教祖に未加入の教員個人参加も可・企業・市民団体（環境、子供、教育など多様な視点の人達）・学識経験者からなる地域検討委員会を設けることを推奨する。

IV) ボランティア活動については、社会福祉協議会や行政の市民活動担当課、生涯学習担当課、企業の社会貢献担当者、福祉関係も含めたいろいろなボランティア団体や社会教育・生涯学習団体も一緒に議論するようにする。

V) 人材事業については、情報・コミュニケーション技術・合意形成技術なども含めて、「環境に影響するような人間と人間の関係」を対象とするものも含めて、広く門戸を開く。

VI) II)～IV)については、企業と社会福祉協議会とか、企業と学校など、いろいろな切り口でのコーディネートが必要とする場合もあることから、コーディネーターやファシリテータについても、広く門戸を開いた人材事業を認める。

VII) 法の見直し以前に、実施プロセスについて意見交換会や懇談会を開き、基本方針や省令の修正も含めて柔軟に対応できる体制を作る。

VIII) 環境に影響する人間と人間の関係が広範囲に渡るものであり、人材事業について、主務省・自治体などの窓口担当者が狭義の環境問題だけに限定して考えないように説明資料を作成する、また研修を実施する。

IX) 社会福祉協議会や行政の市民活動担当課、生涯学習担当課などは、「在住・在勤」などにこだわる場合が多いので、環境問題については妥当性を欠く場合があることをしかるべきルートを通じて提案する。主務省ルートで通達を出し、研修を実施する。研修には市民団体の関与を推奨する。

以上のような展開と法見直し時を行政・市民のパートナーシップのもとに行い、「多様な価値観・生き方を承認する現代社会における国レベルの政策決定がどう地方や現場に反映するか」を相互に学ぶ。

意見交換、懇談に際して、常に幅広い問題意識を持つように、行政・市民相互に高めあい、目前のこと（環境教育の推進など）と、日本社会全体の枠組みや持続可能性等の関連を意識できるような、「それ自体」が環境教育の場になるように、参加者が留意する。

持続可能な日本社会のあり方について、より総合的な施策・立法につながるような機運を、今回のことを機に醸成することを関係者一同が留意する。

以上のような点に対応できるように、基本方針に今後の進め方を盛り込むか、別途説明資料のようなものを作成してはいかがでしょうか？

関係各位の善処を求めます。

提 出 意 見 2 3

氏名・団体名：「持続可能な開発のための教育の 10 年」推進会議

職業等：

意 見：

持続可能な社会を形成するためには環境保全だけでなく、経済や社会・文化の側面からの取り組みが重要ですが、この法律で定める環境保全活動や環境教育はその一部をカバーしているにすぎません。

「持続可能な開発のための教育の 10 年」推進会議は、「持続可能な開発のための教育」を推進する立場から、「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」について記述されている部分に関し、意見ならびに代替案を提出いたします。

9 ページ) 2 . (2) 国際的な視点での取り組み

民間団体との連携を明記されていることは大いに歓迎いたしますが、「持続可能な開発のための教育の 10 年」に向けた体制作りと推進計画作りの記述について、もっと積極的に取り組む姿勢を示していただきたいと思えます。また、関連分野は開発や福祉のみならず、人権・平和・ジェンダーなど、ユネスコも指摘している社会的な課題を網羅する必要があります。これらの観点から、以下の記述を提案いたします。

【提案】

「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」に向け、国内における対応を進めます。開発教育や福祉教育、人権教育、平和教育、ジェンダー平等教育等との連携を視野に、関係行政機関が積極的に取り組むため、内閣府に首相を本部長とする推進本部を設置するとともに、幅広い分野で活動を行う民間団体等と緊密に連携しながら、持続可能な開発のための教育の概念について整理し、広範な国民参加のもと、長期的な推進計画を策定します。

なお、当会が今年 6 月に内閣総理大臣に提出いたしました、「国連持続可能な開発のための教育の 10 年 (DESD)」に向けた政府の取り組みに対する要望書を添付いたします。

以上

提出意見24

氏名・団体名：首藤万千子

職業等：羽根木プレーパーク 世話人

意見：

まず、この基本方針案が、従来の問題点を解決すべく様々な主体の連携や協力によって、また社会の様々な方面と関わりあいながら自主的に取り組む活動を、支援し、創り出していくことをとても期待しています。

そこで、今一步以下のことを盛り込めたら、と思い、お便りさせていただきます。

1 Pのブルトランド委員会の4つの共通理解のなかの第1、と第2の点

また、2 Pの のイ、環境教育の内容の中の

- ・豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと
- ・いのちの大切さを学ぶこと

を実現するために、もっとも必要なものは何か、というのはとても難しい問題ですが、その中に”子ども時代の地域の自然の中での自由な遊び”が入っているだろう事は、私たちも実際体験していることであり、また環の国くらし会議の中でも、有識者の方がお話されていたと思います。

”遊び”というのは、”体験活動”の中に含まれていると、お考えだとは思いますが、”体験学習””体験活動”などという言葉にはまとめることのできない、本当に自主的な、自然の恵みと一体化した、深い意味合いがあると思います。

また、私たちは子どもたちが、子どもだからこそ行う遊びの中の一時的な、小さな、自然環境を損なう行いも、積極的に肯定したいと思います。それが、子どもたちにとって、最も生き生きとした自然との触れ合いだということもできると思います。

この基本方針によって、環境を守っていくこと、またそれが開放されていくこと、また新たな場を創り出していくことが、バランスよく行われて欲しいと、切に願っています。

よって、以下の箇所について、どうぞご検討くださいますようお願いいたします。

1. ぜひ、入れていただきたい点

5 P ウ 社会など幅広い場における環境教育の推進

- ・ 1行目から3行目

取り組みの例の中に ” 地域の自然の中での遊び場づくりの活動 ” を追加

- ・ 3行目

” 子どもの体験活動等への支援 ” を ” 子どもの遊びや体験活動等への支援 ” を、「遊び」を追加

2. もしできるのであれば、考慮していただきたい点

3 P (1) 環境保全の意欲の増進、環境教育の推進にあたっての
基本的な考え方

4行目 ” ……における自然体験活動その他の体験活動を通じて ”

” 自然体験活動その他の体験活動、また子どもの遊びを通じて ”

と、「子どもの遊び」を追加

4 P のア 4行目

” 自然や暮らしの中での体験活動を継続的に実践 ” を

” 自然や暮らしの中での遊びや体験活動を継続的に実践 ”

と「遊び」を追加

その他、以下の件についてもご検討よろしくお願ひいたします。

学校における環境教育が、より子どもたちや地域住民に開かれたたくさんの人々の学びの場となるよう、願っています。

5 P (2) ア 学校における環境教育

5行目以下 ” 学校施設の整備や緑化などを進め ”

の部分に「児童生徒や地域住民と共に」という考え方が入ると いいと思

います。

ここは、” 環境を考慮し、太陽光発電・燃料電池等の機器を導入した

学校施設（エコスクール）の整備や緑化などを

児童生徒や地域住民と共にすすめ、

実践的な環境教育の教材として活用することをすすめる ”

というような感じだと、理想的なのですが・・・。

5 P エ 人材の育成・活用

6行目 ”またこうした人材と学校現場をつなぐコーディネーターの養成に” こうした人材と学校現場、また地域住民等をつなぐコーディネーター” と、ここでも、地域社会と共にやっていく考え方を入れられませんか？

<追加意見>

この基本方針概要の

”ふるさとから学び地域ぐるみで環境を守り良くし”

”地域環境力の活性化”

”地域環境がもたらす恵みを持続的に享受する”

”豊かな自然を保全し育成してこれと共生する地域社会を構築する”

などの考え方を実現するに当たり地域住民と共に取り組むであろうことになるであろう、欠くことのできない主体「地方公共団体」についての記述が見当たらないようにと思います。基本方針は、政府が実施すべき施策を中心とするべきものとは承知しておりますが、ここで、地方公共団体についてもきちんと言及することが必要不可欠ではないでしょうか。

法律の8条、「都道府県や市町村は基本方針を勘案して環境教育などに関する方針や計画等を作成する」等となっておりますが、どこか、適切な箇所に項を起こして記述されるべきではないでしょうか。

もし、このコメントが受け入れられ、新たな項が設けられる場合には、下記のような点に触れた記述になると良いと思います。ぜひとも、実現してくださるよう、よろしくお願いいたします。

- 都道府県、市区町村は、それぞれ、政府の定めたこの基本方針をよく踏まえ、それぞれの区域での取組の考え方、原則、方針あるいは長期的な取組の構想などについて、極力、文書の形で取りまとめて、それらを公表することが期待されます。具体的には、「基本方針」や「計画」といった文書を、広く住民の意見を聴いて作成し、可能であれば条例を制定してこれに基づく基本方針や計画とすることなどにより、住民に尊重され、また住民が参加できるよう、その制定の手続きにも配慮して、これらを策定することが期待されます。

- また、都道府県や市区町村であって、その計画などを策定した自治体の区域において、広く住民の環境教育・環境学習、体験活動、自然遊びなどに供することのできる土地空間や建築物・施設などを有する事業者（地方公共団体の事業部局やその出資する事業者も含む）、公益法人その他の団体又は個人は、その区域における都道府県の計画等を尊重し、これらに即し、自らの有する土地空間や建物等を一般の環境教育に供するための具体的な計画をそれぞれ定めて、公表することが期待されます。

以上です。よろしくお願いいたします。

提出意見25

氏名・団体名：（財）公害地域再生センター（あおぞら財団）

職業等：

意見：

「都市における環境教育」の視点が不足しているように思います。効率優先の産業・経済構造がいかに環境に負荷を与え、そのことが生活環境のみならず、人間の健康にも害を及ぼしているという現実をしっかりと学ぶことが、循環型社会の形成に不可欠ではないでしょうか。

東京や大阪といった大都市では、ヒートアイランド現象や自動車排気ガスによる大気汚染の被害が深刻です。ゆえに、こういった問題は、人間と環境の関わりを学ぶ上では非常に有効な素材ではないでしょうか。環境問題の解決に環境教育をいかしていくことができるよう、基本方針には、「都市における環境教育」をしっかりと位置付けていただくようお願いいたします。

「（２）環境保全の意欲の推進、環境教育の推進のための施策」の項

学校、地域、社会など幅広い場における環境教育

ア．学校における環境教育

「環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備や緑化などを進め・・・」とありますが、同じことを事業所も対象にして、進めるべきだと思います。「（２）職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育」の項などで、具体的記述を追加していただくよう希望します。

ウ．社会など幅広い場における環境教育の推進

「子どもからお年寄りまで多様な人々を対象として、学校も含め地域社会全体で環境教育を進めて行く」ことは大切である。

環境教育の推進についての取り組みの方向

イ 環境教育の内容

公害の被害と公害の経験に学ぶことをきちんと位置づけることが大切です。過去に学び未来に生かす活動は、環境教育の基本です。

環境教育を推進するうえで、各主体の対等・平等な関係を担保するための国および地方行政の責任を明らかにするべきです。

子ども達を対象とした様々な施策を推進するにあたっては、子どもの意見を十分に聞くこと。

計画・実施・評価のそれぞれに子どもの参画が確保すること。

「3. その他の重要事項 (1) 各主体間の連携・協力」の項

国と地方公共団体との連携強化

自然環境の保全や地域住民の生活をより理解していくためにも、市区町村や学校との関係づくりは大切である。

提出意見26

氏名・団体名：八王子市 生涯学習スポーツ部生涯学習総務課

職業等：

意見：

< 概要箇所 >

(2) 環境保全の意欲の増進、環境教育の推進のための施策

拠点機能の整備 イ.

< 意見 >

地方公共団体の拠点機能の整備に関する支援の中に、ソフト事業の支援だけでなく、環境教育の場の確保・整備に対する支援策、ハードに対する支援策が必要

提出意見27

氏名・団体名：フォーラム「環境教育推進法を考えよう！」

職業等：

意見：

本基本方針案を全面的に書き直すべきと考えます。

先の意見募集の際に、わたしたちはこの法律にはきわめて問題が多いことを指摘しました。それは、この法律の制定過程にかかわる様々な問題（情報公開を全くすることなく拙速に形づくられた点、何のための法律なのかを整理しきれなかった点、等々）を法がそのまま抱え込んでしまった結果であると言えます。今回の基本方針案を見ると、法の有する問題点がさらにそのままこの基本方針案に引き継がれ、全体として様々な発想や着想の総花的記述に情している、と言わざるを得ません。

個別の記述の問題ではなく、全体に不備が目立ち、パブリックコメントを募集する段階にある文章と見えません。もしも当初案はすっきりと明確であったのに省庁間の調整の結果、混乱したのだとすれば、そのような調整システムこそが問題ということになります。これほど不完全なものをパブリックコメントによる部分的な修正で是正することはほとんど不可能と思われる。法の規定のとおり、国が策定する基本方針は、自治体が同様の方針・計画などを策定する際に勘案される対象となるものです。

不完全なままで早々に閣議決定すべきとは思いません。基本方針等が法の施行後になるのも例のないことではありません。拙速に作成するよりも、共管する各省の担当者も出席する中で「各界各層」とともに時間をかけて作り上げる方がよいのではないのでしょうか？

今回のようなきわめて不完全な案に対するパブリックコメント募集は、結果として行政への信頼を損ねるとともに、市民・関係者の貴重な時間を奪うことになる大きな問題であることを指摘しておきます。

問題点の最大のものは、「環境教育の推進」にとって国の役割や責任はどこにあるのか、ということはどこにも明示していないことにあります。「体系的、総合的、効果的な仕組みの構築」（P4の2 - (1) - 丸数字2 - ア）と指摘されていますが、果たしてそのような「仕組み」づくりのための具体的施策がどこに存在しているのでしょうか。

例えば、きわめて具体的な点を一点挙げてみましょう。

P5の2-(2)-丸数字1-イ「学校の教育職員の資質向上」の末尾に、「一方、教員の自主的な研修、地域の環境保全活動への参加を促進します」と書かれていますが、その「促進」のための「体系的、総合的、効果的な仕組みの構築」はどこに指摘されているのでしょうか。今日の学校現場を少しでも知る者なら、教員に「自主的な研修」を設定できるような時間管理の自主的裁量性が存在していないことは直ちに理解できるはずで、本基本方針がどんなに「促進します」と述べたところで、学校の日常には何ら影響を及ぼさないでしょう。圧倒的大多数の教員にとって「自主的な研修」はおろか、「環境保全活動への参加」のための時間などありようはないからです。教員が「自主的な研修」を行うためには、職場における労働時間管理（ないし組み替え）の自主的裁量性が必要でしょうし、彼女ら/彼らが市民性を取り戻し「環境保全活動へ参加」しうるためには、労働時間及び内容の一定の削減も不可避です。そのような教員の労働条件をめぐる「体系的、総合的、効果的な仕組みの構築」なしに、「促進」だけ述べたところで現実には動かないのではないのでしょうか。

日本の環境教育は、教育及び環境にかかわる諸制度によってその成長を疎外されているところが多分にあるように考えます。それらを全体的に見直し、どのようにすれば「環境教育の推進」のための「体系的、総合的、効果的な仕組み」が「構築」できるのか、そのグランドデザインを示すのが本基本方針の本来的な役割であったのではないのでしょうか。本方針案について、わたしたちが「全面的に書き直すべき」と判断する所以です。

もう一つ、日本が「持続可能な社会」づくりを展望するうえで、「戦争」と「公害」という2つの国民的経験をグローバルな視野にたつてどのように総括するのか、という問題を看過することはできません。そうした作業が欠落しているため、ブルントラント委員会の理念の引き写しといった、きわめてプリミティブな理念の提示にとどまってしまうのではないのでしょうか。本基本方針の策定に関わっている関係者には、そうしたパースペクティブが欠落しているように見受けられます。このことも、わたしたちが本方針案について「全面的に書き直すべき」とする理由です。

加えて、明らかに問題と思われる点を以下にいくつか指摘しますが、もちろんこれだけに限りません。

P1の1-(1)では、手段と目的が逆転しています。目指すべきは持続可能な社会であって、それを実現するための手段の一つが環境保全に主体的に取り組むことのはずです。冒頭からしてこのようなおかしい文が置かれていることは理解できません。

同じく P 1 の 1 - (1) 「私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全」と、P 1 ~ 2 の 1 - (2) 「今後の取組の基本的な方向」の間、すなわち、目標とする社会とそれを実現するための手だての記述を隔てる大きなギャップに驚きます。そのうえ、目標とする社会の記述は、持続可能性に関する断片的な引用にすぎません。また手だての取組としてあげられる事項は、市民や事業者の自発的な取組に限定されたり、P 2 の 1 - (2) - 丸数字 2 - イ「環境教育の内容」からは、社会・経済的視点や情報リテラシーの視点が排除されるなど、不適切です。

P 4 の 2 - (2) - 丸数字 1 - ア「学校における環境教育」で、総合的な学習の時間の使い方として環境についての学習が主であるかのような表現は誤解を招きかねません。環境は例示の一つではあるものの、昨今の学力や「基礎・基本」の重視により、環境への注目は減っているのが現状でしょう。そのことをわかっていながらこのように記述するのはミスリードと言えますし、このような現状を知らないのだとすると、そのこと自体が大きな問題と言えます。

同じ項で、学校における環境教育として体験活動を推進することが中心的な問題として記述されていますが、これも全く自明ではありません。今の子どもたちにそのような体験が不足していることに異論はありませんが、一方で、体験だけすれば足りるように誤解されかねません。体験とそれ以外の活動をどのようにつなぐのかこそ、大きな問題だと思います。

P 5 の 2 - (2) - 丸数字 1 - エ「人材の育成・活用」をはじめ、数か所で「コーディネーター」が、また、P 8 には「ファシリテーター」が出てきます。ところが、これらについては、関係者の間でさえ、どのような職種・資格・存在・役割であるのか認識が一定しないように思います。それを育成 / 養成するのが具体的にどのような事業なのかは一切説明がなく、また、その中で国の具体的な役割や責任は明らかではありません。人材認定等事業の登録との関係も不明確です。

P 6 の 2 - (2) - 丸数字 1 - オ「プログラムの整備」の項では、プログラムは専門家から与えられることを前提にしているように見受けられます。どこかで専門家によって作られたプログラムを無批判に受け入れ実践することに、現場が疑いをもたないようでは困ります。こういうことの問題性が全く理解されないで、さも良いことであるかのように記述されていること自体が問題と言えます。

P 8 の 2 - (2) - 丸数字 7 - ア「国の保有する情報の積極的公表」で、「環境保全に関する情報」を公表するが述べられていますが、持続可能な社会を想定すれば、公表が必要な

は、意志決定にかかわるあらゆる情報のはずです。

P 9 の 2 - (2) - 丸数字 8 「国際的な視点での取組」では「国連持続可能な開発のための教育の 10 年 (DESD)」について言及しています。しかしながら、わたしたちが以前に主張したように、この法は、そもそも DESD を想定して策定されていません。にもかかわらず今回の基本方針で一応の対応を打ち出すことで、DESD への政府の取組が中途半端になることを懸念します。また、DESD についての政策に関して関係者から意見を募集するのであれば、今回のパブリックコメント募集では十分ではありません。なぜなら、持続可能な社会に向けての幅広い教育分野の担い手にとって、今回の基本方針で DESD に言及されているとは予想もされてないだろうからです。日本政府が提案して採択された DESD への対応は、この法の基本方針で頭出しをしておくというようなものではなく、もっとしっかりとしたものであるべきと考えます。

以上

提出意見28

氏名・団体名：東 陽一

職業等：財団法人日本野鳥の会 サンクチュアリ室

意見：

< 該当箇所 > :

5 ページ

学校、地域、社会など幅広い場における環境教育

イ．学校の教育職員の資質向上

< 意見 > :

・学校の教員は今現在でも非常に多忙と聞いている。さらに環境教育の資質を向上させたり、自主研修や地域の活動に参加したりする時間を確保できるのか疑問を感じる。学校教育の現場で環境教育を促進していくために、教育職員の資質向上だけでなく、教育職員の増員、環境教育専門の職員の配置を明記する必要がある。

< 該当箇所 > :

5 ページ

学校、地域、社会など幅広い場における環境教育

エ．人材の育成・活用

< 意見 > :

・「専門家への十分な資金確保」について。学校の環境教育で学外の専門家に講師等を依頼しても、人件費や謝金の予算がない場合が多い。事業として環境教育に取り組んでいる専門家でも無給で協力せざるを得ない場合もある。これでは学校での環境教育が盛んになればなるほどプロは生活が苦しくなるということになりかねない。「十分な資金確保」は望まれる事項である。「十分な」とはどの程度の水準を指しているのか明記する必要がある。

< 該当箇所 > :

6 ページ

学校、地域、社会など幅広い場における環境教育

オ．プログラムの整備

「GEMS、ネーチャーゲーム、プロジェクト・ワイルド、プロジェクトWETといった既に普及している自然体験活動の指導者養成プログラムその他多様なプログラムの普及、促進

を進めます」

<意見> :

・中央省庁、自治体、民間団体などによって各種のティーチャーズガイドが製作されているのでこの活用が望まれる。製作だけでなく活用方法を普及するための講座の実施も必要である。「各種ティーチャーズガイドの製作と普及講座の実施」も明記する必要がある。

<該当箇所> :

7 - 8 ページ

拠点機能の整備

ア．国の拠点機能の整備

「各地で既に設立されている国立青少年教育施設、国立公園、国営公園等の都市公園、河川、海岸、港湾や森林等の拠点の充実・機能強化や拠点間の連携を進めます。」

<意見> :

・環境省主導で設置された「ビジターセンター」「自然観察の森」「いきものふれあいの里」などが全国にあるが、専門職員が配置されていないために有効に活用されていなかったり、建物があるだけ、という施設もある。「拠点の充実・機能強化」とは具体的に何を指しているのか明記すべきである。「専門職員の配置による運営プログラムの充実」が特に望まれることである。「造りっ放し」にはいけない。

・「国立公園、国営公園等の都市公園」とあるが、国立公園は都市公園ではないので、この部分は誤植か？

<該当箇所> :

8 - 9 ページ

情報の積極的公表

イ．公表された情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供

<意見> :

・「結果をインターネットや地域の拠点機能を通じて広く提供して」とありますが、各地のビジターセンターやネイチャーセンターなどの拠点施設では、いまだにインターネットにアクセスする環境になかったり、アクセスすることができてもダイヤルアップ接続でブロードバンドが利用できない施設が多いようである。「拠点施設の通信環境向上の支援」を明記すべきである。

<該当箇所> :

9 - 10 ページ

3. その他の重要事項

(1) 各主体間の連携・協力

国と地方公共団体との連携強化

<意見> :

・地方公共団体において、環境教育施設は環境部局以外にも農林、都市整備などの部局の所管になっていることも多い。そのため、環境省から環境部局に各種通知が来ても、末端の環境教育施設には届かないことがある。「地方公共団体内部の関係部局の連携強化のために関係省が適切な配慮に努めます」の「適切な配慮」とは具体的にどのようなことなのかを明記する必要がある。

・上記と同じ理由により、同じ地方公共団体において、別々の部局が似たような環境教育施策を行なっていることがある。地方公共団体に対して内部の連携強化を求める一文も加える必要があると考える。

提出意見29

氏名・団体名：赤尾 整志

職業等：日本環境教育学会（運営委員）

自然環境復元協会（運営委員）

全国学校ビオトープ・ネットワーク（理事）

意見：

<該当箇所>

4ページ 2 - (1) - ア 環境教育を進める手法の考え方

知識、理解を行動に結びつけるため、自然や暮らしの中での体験活動を継続的に実践するなど、継続的な実践体験を環境教育の中に位置づける。

<意見>

ア項目「環境教育を進める手法」において、「自然や（中略）の体験活動」とは、2 - (2) - ア における「自然体験活動」と解釈した場合、ア項目「環境教育（中略）の考え方」として、環境保全教育のための啓発的なツールとしてだけでなく、児童・生徒の子供時代における人格形成の基礎として、人間教育にとっても重要であることを明記されたい。人間教育とは、1 - (2) - イ 環境教育の内容の「自然・いのちを大切にすることのできる人としての心をはぐくむ」に関連。

<該当箇所>

5ページ 2 - (2) - ア 学校における環境教育

環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備や緑化など

<意見>

環境を考慮した学校施設（エコスクール）とは、同項 - ウにおける「自然体験活動を行う各種の施設（中略）または学校を、地域の環境教育の中に位置づけていきます」、つまりそのために効果的な「学校施設または学校」の意味であると思われるが、近年、学校の新しい施設空間として「学校ビオトープ」が地域の環境にとって有効であることがちゅうもくされている。したがって（エコスクール）のように定着している用語を限定的に用いるのではなく、（エコスクールや学校ビオトープなど）のように弾力的な表現をとっていただきたい。

提出意見30

氏名・団体名：環境カウンセラー全国連合会

職業等：

意見：

はじめに

わが国が世界最高の長寿国に到達したのは、福祉国家を理想として日本国憲法にうたい、社会福祉・公衆衛生などの関係法を整備し、毎年巨額の行財政投資をしたからでした。

では、人類の持続的繁栄にかかわる地球規模の環境問題に対応するわが国の枠組みはどうでしょう。このうえなく高い公益性があるにもかかわらず（あるいはそれゆえに）、上述のいずれの制度に比較にならないほど低いレベルにあり、早急に枠組みを構築する必要があります。

1 私たちは、環境保全の枠組み構築について次のように認識しています。

かつての福祉国家建設の手法を採れば、より膨大な行財政の投資が必要となり、国および地方公共団体の財政困窮期の現状では、現実的方策とはいえないこと

本法は、国民及び民間団体等が環境保全に自主的・自発的に取り組む責務を課しました。地球からの恵沢により暮らしている私たちは、これを受け、それぞれの現状から少なくとも一歩前に進む必要があること

環境保全への取り組みは、国民、民間団体等が、自主的、自発的に環境保全活動に取り組むことを原則とすること

上記が、行財政の投資は最小限で最大の環境保全効果が得られる現実的方策といえること

2 提言の趣旨は、本法が画期的役割を果たすため、以下のことが必要と考えるからです。

肝心なのは、「1の」の行財政投資を惜みせず、かつ、国民、民間団体等の取り組み成熟度に応じたもので、タイムリーな投資であること

そのうえ、国・地方公共団体の役割や国民及び民間団体等のそれぞれの役割が噛み合い、民・事業所・行政の効率的な取り組み協働体が形成されること

3 特定非営利活動法人環境カウンセラー全国連合会は、上記1及び2をふまえ、政府が基本方針を策定するに当たり、以下のことに配慮されるよう提言いたします。

環境カウンセラー登録制度は平成8年9月環境庁告示によって「社会を構成する各主体の自主的な取組みを促進し、全ての主体が環境保全活動に参加する社会の実現に資すること」を目的として設立され、趣旨に賛同した多くの人たちが申請し、審査を受け登録されて平成16年8月現在で3400人に達しています。

しかしながら登録された環境カウンセラーの意識、資質、経験は、必ずしも均質でなく寧ろ極めて広範であるといわざるを得ません。

また設立 8 年を経て、専門分野の登録、登録後の能力の向上など研修のあり方など多くの問題点が明確になってきました。

地域に密着して夫々の地域の環境保全を維持・向上するという目的は極めて時宜を得たものであり、環境教育の分野に於いても環境カウンセラーの果たす役割は益々重要になると考えますが、そのためにも各省庁、或いは各自治体が独自で実施しているアドバイザー、インストラクターなどの現行の各種制度との整合を図る必要がでてきたと考えいたします。

環境教育の範囲は広く、深いものがありますが、浅薄なものに限定して定義されることが多く、十分知識、経験の無い人たちが指導者と称して末端で無用の混乱を惹起していることも事実です。今後学校における総合教育の重要性、地域における市民教育の拡大に伴ってこの問題が益々増大することが危惧されます。

私たち環境カウンセラー全国連合会では、「地域の環境保全と意識の向上」を目的に設立された環境カウンセラーこそが環境教育の重要な一端を担うものであるとの認識の下に平成 14 年度から毎年 5 ヶ所において環境教育・環境学習指導者養成セミナーを開催し 3 年目を迎えております。環境問題は広範で市民系と事業者系、自然系と社会系、地球規模と地域、時間的経緯、相乗効果など切り口は無限であり、一人が全ての問題に対処できることは不可能です。全ての環境カウンセラーがそのままでは広範な環境教育を実施し得ないことは当然でありますが環境カウンセラーは多くの地域において協（議）会などの団体を有しており個人で対応しきれない部分を分担して解決することが可能です。更に子供・市民に「気付かせる」テクニック、話し方、関心の持続、効率的な機器の使用、関係団体との協働の重要性、野外研修の重要性、環境に対する意識を単なる感性だけでなく科学的データによる説明の重要性など「指導者としての適性の向上」を目指して継続実施しております。

上記の背景に基づいて逐条的に提言を申し上げます。

第一 国の責務関係（第 5 条第 1 項及び第 2 項）

1. 人材の活用（第 9 条第 4 項関係）

学校教育及び社会教育の実施の際に高邁な理想と目的を持って創設された環境カウンセラーの活用に関して、適切な配慮をしてください。

2. 環境保全の意欲の増進の拠点としての機能を担う体制の整備（第 19 条関係）

国民、民間団体等が行う環境保全の意欲の増進と相まって、次のことを

推進してください。

(1) 環境保全に関する情報の提供

(2) 行政機関は、国民、民間団体等の活動推進のための総合的窓口を設置し、適切な助言及び相談に応じてください。

(3) 国民、民間団体等に環境保全取り組みの責務を課した以上、行政の責務として、国民、民間団体のもっとも不便をかかっている活動拠点の提供は不可欠です。少なくとも都道府県単位に設置し、市町村単位にもこれに準じて提供する仕組みを設けてください。

取り組みに不参加でも責めを問われない社会で、自己の時間とエネルギーを捧げるリーダーの労苦を評価し、支援する必要

3 . 協働取り組みの在り方等の周知 (第 21 条)

協働取り組みの有効かつ適切な実施推進のために、行政機関は、多様な主体の集合である地域環境力の調整に努めてください。

4 . 財政上の措置等 (第 22 条)

国民、民間団体等には責務がありますが、当該取り組み者にのみ課せられた義務ではありません。

(1) 財政措置

自発的な取り組みを円滑に推進するための行財政投資は、「はじめに」に述べたように最小限の投資といえます。上記 2 に掲げた事項は、ぜひとも措置を講じてください。

(2) 税制措置

国民、民間団体等の自発的取り組みで得た報酬の一部または全部を当該活動に寄付した場合は、非課税とするよう税制上の措置を講じてください。

また、本法に基づく環境保全活動を行う特定非営利活動団体は、同様の扱いとしてください。

第二 地方公共団体 (都道府県・市町村) の責務 (第 6 条関係)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し実施してください。

国・地方公共団体は、年度ごとに自己評価または第三者評価等により成果を一般に公表させてください。

国・地方公共団体の環境保全への責務の不作为に関する措置は規定なし。

1 方針、計画等（8条）

都道府県、市町村は、自然的社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進及び、環境教育の推進に関する方針、計画等を作成するに当たっては、地位、権威で判断せず、環境カウンセラー等実際に行動している人たちの意見を聞くようにしてください。

2 学校教育等における環境教育に係る支援等（第9条第1項関係）

都道府県及び市町村は、国民が、その発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう学校教育における環境教育の推進に必要な施策を講じてく

3 環境の保全の意欲の増進の拠点としての機能を担う体制の整備（第19条）

都道府県及び市町村は、国民、民間団体等が行う環境保全の意欲の増進と相まって、環境保全に関する情報の提供、助言及び相談並びに便宜供与等の拠点としての機能を担う体制を整備してください（第1項関係）。

4 財政上の措置等（第22条）

地方公共団体は、「第一の6財政上の措置等」と同様の措置を講じてください。

5 情報の積極的公表等（第23条）

地方公共団体は、環境保全の意欲の増進の内容に関する情報その他の環境の保全に関する情報を積極的に公表するよう努めてください。

6 配慮等（第24条）

地方公共団体は、環境保全の意欲の増進又は環境教育を行う国民、民間団体等の自立、公正性及び透明性を確保に必要な措置を講じてください。

第三 事業者の責務

職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育（第10条）

国及び地方公共団体は、小規模事業所における本事業に必要な知識及び技術に関する情報及び雇用する者の教育のための人材に関する情報を提供してください。

第四 国民、民間団体等の責務（第4条関係）

環境保全活動及び環境教育を自ら進んで行うよう努め、また、他の者の行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育に協力しやすい環境の整備をしてください。

第五 先駆的環境保全功労者の評価をしてください。

心ある市民は本法制定前から、周辺の障壁（非協力・無視・偏見）を克服して環境保全に取り組んできました。これに対する正当な社会的評価、なんらかのインセンティブが必要。

第六 今後定められる基本方針は、現状追認型ではなく、国民、民間団体等取り組みの一步先の枠組みが整備されている内容としてください。

拠点機能整備の内容は「場の提供」が法文では不明確。02.12.17 中央環境審議会中間答申項目はほぼ網羅されているが、内容において物足りなさを感じます。

第七 人材認定等事業の登録（11条）

国民、民間団体等の行う環境保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する者を育成し、又は認定する事業の登録に当たっては、法の目的に合致するかを厳正に吟味して登録を行ってください。本項に関する枠組みについては平成16年10月1日の登録申請時までに整備しておく必要があると考えます。資料4を援用して整理すれば以下になります。人材認定等事業登録制度については民間の自発性を尊重しつつ民間団体ならではの創意工夫を損なわぬよう運用し学校や社会教育の現場に於いて、求められる人材の社会的な信頼性を確保するため環境の保全に関する知識環境の保全に関する指導に関する指導を行なう能力を有する人材の育成認定する事業を登録する又登録された事業に関しその事業の内容事業により育成・認定される人材の技術レベル等の情報について分かりやすく現場に提示する。とあります。

そのためには

登録事業を現行のものと本法で既定されるものを対比し既定する。

登録業務の分野、レベルごとの教育体制を整備する。

同時に登録基準を明確にし、従来、各省庁ごとにバラバラに行なってきた登録基準の整合化を図る必要がある。

新旧制度の整合性、連続性を図るため、既資格者への補講などを行なう。などの補完的作業が必要になります。

例えば先述した環境カウンセラー全国連合会で実施している「ECU環境教育インストラクター」についても、次のような改正を検討しております。

平成14年度～16年度に登録したインストラクターを「3級インストラクター（またはインストラクター補）」と位置付けて改称し

新規の環境教育指導者は下記の資質及びレベルをクリアすることが必要で、これを「2級インストラクター（インストラクター）」と位置付けます。しかし補講（座学、実習、論文提出）および地域における指導者としての実績を再評価することで初級インストラクターを中級インストラクターとして認定するなど、現行制度と新制度で既定される細目との整合を図ります。

また最も重要なのは新規の制度によって登録された指導者（資格者）が従来の所管省庁の壁を超えて起用されるべきであることです。従来ややもすれば夫々の省庁の委員会、審議会などには夫々の省庁に登録された資格者のみが起用され、異なる視点での論議に乏しい欠点がなかったでしょうか。今後は環境教育に関しては文部科学省の所管する業務に環境省に登録されたインストラクターが参画したり、国土交通省の業務に環境省に登録されたインストラクターが参加して河川の景観や動植物の生態変化に意見を述べることでできるようになることこそ5省庁にまたがる本法律の特徴があると考えます。

環境カウンセラーは「夫々所属する地域の環境保全と市民意識の向上」を目的としており、夫々の分野での専門家ではありますが個人個人が全ての環境問題に対応出来るものではありません。しかし地域ごとに協(議)会を組織し、集団で解決してきた歴史と経験を有しております。環境カウンセラー全国連合会が最も重要な事業と位置付けて推進している環境教育指導者養成セミナー及びインストラクター認定も「地域において組織化された環境カウンセラー専門集団の特性」を生かしたもので、「特別な部門での専門性を持った指導者」というよりは「高く広範な視野で環境問題を理解し、学校・地域住民・市民団体・行政・企業と協力して環境教育を推進できる指導者」の育成にあるとの考えに基づいており、環境カウンセラーと一体になって地域の環境保全に努力する所に環境カウンセラー全国連合会が主宰する意味と独自性があると思っております。

講座（セミナー）の開催場所、講師の選定などで国、地方自治体等各団体の配慮と協力が必要であります。

上記の考えに基づいたインストラクター（2級）に求められる資質・能力の項目とレベルの評価基準(案)を下記します

<u>求められる資質</u>	<u>レベルの目安</u>
1. コア項目	(取得すべき資格)
環境問題の歴史と現況	論文またはテスト、
環境問題に関する法規制と仕組み	同上
国際的視野	同上
環境問題の特殊性、複雑さ	同上
倫理的見地(環境倫理)	同上
教育プログラムの立案	演習、実施成果
参加者への伝達技術(コミュニケーション)	同上
プログラムの推進(ファシリテーション)	同上

同上 (コーディネーション・統括) 同上
 同上 (関係先とのコラボレーション) 同上

2. サブ項目

- (1) 事業者に対する環境教育 レベル、または資格の例
- | | |
|----------|------------|
| ISO14000 | 審査員(補) |
| E A 2 1 | 審査人 |
| 環境経営 | 中小企業診断士 |
| 有害物質取り扱い | 化学物質アドバイザー |
| 企業教育の進め方 | 博士、技術士 |
- (2) 市民に対する環境教育 演習、実施結果
- 街づくり、ごみ問題(美化運動)、リサイクル、省エネルギー
 (省エネルギーについては省エネルギー推進員、地球温暖化防止推進員)
- グリーンコンシューマー活動、
 自然との共存(海、山、里山、動植物) 自然公園指導員
- 環境への興味の引出し
 問題の整理と解決への方向付け
 関係団体(P T A , 福祉団体、商工会、商店街)、自治会
 小中学校、高等学校その他教育施設、自治体、公民館など)
 とどのように協働するか(具体例の例示)
 資料、データの入手、整理の指導
- (3) 児童(学校)に対する環境教育 演習、実施結果
- 自分たちの住んでいる地域・学校について考える
 何が、何処が違うのか (環境問題の地域性 地勢、交通、設備)
 日本と世界、(環境問題の国際性 歴史、宗教、民族、習慣)
- 問題の因果関係 それは何故か(環境問題を科学的に考える)
 自分たちでできること(家族で考える、実行こそが重要)
 資料・データの入手、整理
 理解を助ける教材と入手方法、使用法

コア項目、サブ項目(当面2分野までの選択)双方について審査し、合格者に対して(2級)インストラクターとして登録します。

しかしインストラクターについては毎年、実施状況を報告させ、2年間に亘って実績の乏しいインストラクターについては資格者リストから除名します。

毎年、全国数箇所に於いて「ブラッシュアップ講座」を実施し、2年に一度の受講を義務付ける。講座(セミナー)においては行政、教育担当者などによる講義および実習を通じて最新の動向・技術・手法を体得するとともに成功例の討議によって協働、関係先への理解の徹底、効果的な指導方法などの情報交換を行ないます。

コア、サブ項目の詳細、評価基準、評価方法などについてはカウンセラー全国連合会において検討が進められています。

1級インストラクターのレベル、位置付けなどは本法律の詳細が明確になった後、改めて論議し2,3級との整合化を計る予定です。地域の環境教育のボトムアップを図る段階では2級インストラクターで当面推進可能と考えております。

第八 環境カウンセラーの活用と法的地位の明確化

環境カウンセラーは、平成8年度誕生以来、地域において22の専門分野の環境保全活動に自主的・自発的に取り組みを展開してきました。現在では、都道府県及び市町村にその活動実績が評価され、公的機関においても多くの環境カウンセラーが登用され、公的場においても力量を発揮しています。

一方、近年、環境省をはじめ、各省庁では、環境保全社会構築の一環として法律の制定が相次いでおりますが、これらの各法には環境カウンセラーの役割が定められていません。環境カウンセラーの役割として、国民、民間団体等と行政が相呼応して、円滑に環境保全へ取り組みが進展できる社会の枠組みを構築するため、環境カウンセラーがより効率的に環境保全社会構築に貢献できるよう「環境カウンセラー法」の制定をご検討下さるとともに、環境省の登録制度による環境カウンセラーを環境行政の各分野(第七条、第八条、第九条、第十条、第二十一条、第二十四条)に活用してください。

都道府県には活用方を要請しているが、肝心の環境省内では、下記のとおり環境省創設の環境カウンセラー制度に関心が薄い。

総合環境政策局は EA21 に関しては「審査人」

(旧制度の EA21 の普及啓発は環境カウンセラーが行っていたが、04.4.1から新 EA21 制度発足に伴い、主たる役割ではなくなった。

地球環境局関係は「地球温暖化防止推進員」

総合政策局環境保健部は PRTR に関しては「化学物質アドバイザー」

自然保護局は「自然公園指導員」

提 出 意 見 3 1

氏名・団体名：池谷 奉文

職業等：財団法人 日本生態系協会 会長

意 見：

1. 概要案 1 頁「1. 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本事項 (1) 私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全」の文中への加筆修正について

「社会経済のあり方を『持続可能な』なものに変えていく必要があります。」

「社会経済のあり方を、その基盤たる自然生態系に負荷を与えない、持続可能な仕組みに変えていく必要があります。」に修文する必要があります。

(理 由)

昨今、日本国内では、本法文中に多用される「環境」という言葉が多様な意味をもって用いられ、本基本方針においても意図することが伝わらない恐れがあります。環境と開発に関する世界委員会(ブルントラント委員会)の報告書「我ら共有の未来」に記述されている通り、「持続的開発とは、地球上の生命を支える自然のシステム - 大気、水、土、野生生物 - を危険にさらすものであってはならない(第2章より抜粋)」が大前提となります。

環境教育を通して養う人材とは、生態学的負荷を与えない、質素な生活様式を取り入れ、新たな社会経済の仕組みを考えることができる人材であることをまず周知徹底しておくことが必要です。

2. 概要案 2 頁「環境教育の推進についての取組の方向 ア環境教育の目指す人材」の文中の加筆について

「環境教育については、知識の取得や理解に止まらず、自らの責任ある行動をもって、持続可能な社会の創造に主体的に参画できる・・・」

「環境教育については、知識の取得や理解に止まらず、自らの責任ある行動をもって、自然生態系に負荷を与えない持続可能な社会の創造に主体的に参画できる・・・」に修文する必要があります。

「こうした人々は、普段の暮らしの中で環境に配慮した生活を進め、また仕事、事業として環

境問題に積極的に取り組む・・・」

「こうした人々は、普段の暮らしの中で環境に配慮した質素な生活を進め、市民として、また仕事、事業として環境問題の解決に向けて積極的に取り組む・・・」に修文する必要があります。

(理由)

持続可能な社会を地域ごとに確立していくためには、私たち一人ひとりが市民としての自覚と責任感をもち、市民として行動することが求められることから、追加する必要があります。

3.概要案 3 頁「(1)環境保全の意欲の増進、環境教育の推進にあたっての基本的な考え方」の文中の修正について

「環境への負荷を低減することの重要性及び森林、田園、公園、河川、湖沼、海岸、海洋等における自然体験活動その他の体験活動を通じて・・・」

「環境への負荷を低減することの重要性及び森林、河川、湖沼、海岸、海洋等における自然体験活動その他の体験活動を通じて・・・」に修文する必要があります。

(理由)

国際社会では、1992年の生物多様性条約の締結以降、自然を生物多様性の観点で評価することが共通認識となっています。

田園、すなわち田畑のある場所とは、作物生産という産業を目的に自然を開発した場です。作物という単一の植物が植える畑はもちろんのこと、湿地の代替地として両生爬虫類や水生生物等の生息環境となっている水田に至っても圃場整備が進み、地域本来の生物多様性が喪失した場となりつつあります。田畑での体験活動とはあくまでも産業体験の範疇であり、自然体験ではないことを明確し、国民に対して誤解をきたす表現は避けることが求められます。公園に至っても、自然公園から人工的に芝生などが敷かれた都市公園まで幅広くあり、誤解を招く恐れがあります。以上のことから、田園や公園という表記は削除する必要があります。

4.概要案 3 頁「(1)環境保全の意欲の増進、環境教育の推進にあたっての基本的な考え方 環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する考え方」の項目の追加について

「ア.職員における環境に関する資質の向上国は、率先して、職員の環境保全に関する理解を深める取組を進めていきます。」

をまず冒頭に挿入することが必要です。

5.概要案 3 頁「(1)環境保全の意欲の増進、環境教育の推進にあたっての基本的な考え方
環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する考え方 キ．自然環境を育み、維持
管理することの重要性への理解」の文中の修正について

「このような身近な自然をはじめとした私たちをとりまく森林、田園、公園、河川、湖沼、海
岸、海洋等における自然環境をはぐくみ、これを維持管理していくことが重要であることを理
解するよう、・・・」

「生物多様性の保全・改善を目的に、このような身近な自然をはじめとした私たちをとりま
く森林、田園、公園、河川、湖沼、海岸、海洋等において自然環境の保全、再生、若しくは創
出し、又その状態を維持管理することの重要性について理解するよう・・・」に修文する必要
があります。

(理 由)

環境保全並びに環境教育活動を効果的に進めるにあたり、身近な場に残された自然を育むこ
とはもちろん、地域の失った自然についても取りもどすことが求められます。前述した、特に
田園や公園内でビオトープ等を再生、創出する考え方は非常に価値ある取り組みであり、本基
本方針を通じて周知徹底していくことが必要です。

6.概要案 4 頁「ク.様々な公益への配慮」の文章について

ク. 様々な公益への配慮

「環境保全だけでなく、国土の保全やその他の公益との調整に留意するとともに、農林水産業
やその他の地域における産業との調和、地域住民の生活の安定や福祉の維持向上、地域におけ
る環境の保全に関する文化及び歴史の継承にも配慮して、持続可能な社会づくりに向けて幅広
い視点で取り組みます。」

ク. 様々な取り組みでの配慮

「環境保全は、環境行政の事業にとどまらずに、農林水産業、工業など第一・二次産業、流通
や貿易などの第三次産業など、全ての経済活動に関連する事業と関わりがあり、各事業のなか
で優先的に取り扱われるように進めます。環境教育は、自然への学びにとどまらず、経済活動
との関連について理解を深め、また地域における自然と文化及び伝統などとの関わりについて

も配慮するなど、持続可能な社会づくりに向けて幅広い視点で取り組みます。」に修文する必要があります。

(理由)

持続可能な社会の構築に向けて、環境保全是、今やあらゆる経済活動の分野に関連しており、現代と将来の世代にとって最も優先すべき公益的な取り組みと言えます。このことは、環境と開発に関する世界会議(プラントラント委員会)の報告書「我ら共有の未来(Our Common Future)」にも、経済開発と環境問題を分離するのは不可能であり、経済成長が環境に及ぼす、また生態学的負荷が経済発展に及ぼすといった双方向の問題を常に考えつつ、これからの取り組みのあり方を探る必要がある旨が明記されています。

7.概要案 4 頁「(2)環境保全の意欲の増進、環境教育の推進のための施策 学校、地域、社会など幅広い場における環境教育 ア.学校教育における環境教育」文中の「緑化」について

「学校施設(エコスクール)の整備や緑化などを進め、環境教育の教材として・・・」

「学校施設(エコスクール)の整備や地域在来の植物による緑化、また学校ビオトープの整備などを進め、環境教育の教材として・・・」に修文する必要があります。

(理由)

本年に制定された「景観緑三法」並びに「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」では、地域の生物多様性の保全に配慮し、附帯決議に緑化に際しては全て地域在来の植物等の活用に努める旨が明文化されています(参考資料を参照)。教育環境の整備においても、同様に留意し進めるべきと考えます。

また教育の観点からも、緑化を環境教育の教材として捉えた場合、園芸外来種ではなく地域在来の植物を植栽することが、地域本来の景観や生物多様性の保全・再生等を促す際に必要な取り組みであることを理解する場となります。

さらに、欧米諸国の環境教育施策に見られ、また日本国内では「新・生物多様性国家戦略(平成14年3月)」にも明記されている通り、地域の自然である樹林や草地、水辺を学校敷地内等に創出する学校ビオトープを整備することが環境教育を効果的に進める有効な手だてとなります。

<参考資料>

「景観緑三法」附帯決議(抜粋)

五. 地域の個性、特色の伸長に資する多様な景観の形成が図られるよう、失われつつある地域固有の景観を再生する事業の推進を図るとともに、景観の形成に当たり、各地に残された自然環境の保全や地域在来の植物等の活用による緑化の推進に努めること。

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」附帯決議(抜粋)

五. 政府や自治体が行う緑化等の対策において、外来生物の使用を避けるよう努め、地域個体群の遺伝的かく乱にも十分に配慮すること。

8. 概要案 6 頁「キ. 各主体の連携」文中の加筆修正について

文末に「さらに、地域の各主体の橋渡しの役割を担う NPO が、積極的かつ継続的な活動を進めていくことができるように、NPO が財政的に自立できる仕組み作りを進めます。」を加筆することが必要です。

(理由)

各地域で、環境保全及び環境教育活動を推進するにあたり、人材育成や地域の各主体の橋渡しの役割を担う NPO の存在は欠かすことができません。今後は、NPO が地域の核となり、より積極的かつ継続的な活動を進めていくためには、活動資金の確保など課題が山積しています。特に政府としては、NPO に対する財政的な支援や税制上の優遇措置について検討することが望まれます。

9. 概要案 6 頁「ク. 環境教育の更なる改善に向けた調査研究」文中の加筆修正について

「国は、環境教育の推進状況や内容及び方法についての調査研究を行い、・・・」

「国は、環境教育の推進状況や内容及び方法についての国内外の調査研究を行い、・・・」に修文する必要があります。

(理由)

世界をリードする環境教育を目指し、政府が環境教育の調査研究を行う際には、世界の先進的な取り組みを踏まえつつ、国内の現況にあわせて、新たな施策を打ち出し、あるいは見直しを図っていくことが求められます。

10. 概要案 7 頁「ア. 環境に関する研修、指導助言の充実」の文中の修正について

「その職員に対する研修において環境に関する講座を設けることを要請していきます。・・・」

「その職員に対する研修において環境に関する講座を設けることを指導していきます。・・・」

(理由)

環境保全及び環境教育活動を推進するにあたり、行政担当職員自身の資質の向上は不可欠です。より積極的に推進していくことが求められます。

11. 概要案 8 頁「民間による土地等の提供に対する支援」の文中の修正について

「森林法に基づく施業実施協定等に関する情報の周知、各主体が・・・」

「森林法に基づく施業実施協定等を推進し、各主体が・・・」に修文する必要があります。

(理由)

情報の周知に留まらない総合的に推進策を講じることが求められます。

12. 概要案 10 頁「国と国民、民間団体等との連携、協力」の文中の修正について

「環境保全に関する施策の策定、環境保全に関する政策や事業の実施にあたっては・・・」

「持続可能な社会の構築に向けて、国の全ての施策の策定、並びに国の全ての政策や事業の実施にあたっては、・・・」に修文する必要があります。

(理由)

5 と同様の理由により、環境保全に関する施策の策定等にとどまらず、全ての施策や政策、事業の実施に際して、持続可能な社会との関連性を確認し、国民、民間団体等と連携を図る必要があります。

以上

提出意見32

氏名・団体名：きれいな水といのちを守るせっけんネットワーク栃木

意見：

拝啓 8/21に「環境教育と環境教育推進法」について、水環境条例制定ネットワーク（市民組織）主催の学習会に参加しました。せっけんネットワークは、合成洗剤の問題を広く知らせる学習会や政策提案及び資料提供などの活動をしていましたので、とても興味がありました。日頃の活動で、語り部の育成として、資料の作成や実験の仕方など、学習会の講師として自立できるよう学習し、実践もしてきました。おりしも、P R T R制度の集計結果から、合成洗剤の問題が危惧していた以上の問題であることが発覚し、せっけんネットの活動が今まで以上に重要であると認識しています。ところが、この基本方針概要案では、市民組織の環境活動の特に指導者育成や活用の発展を促すように感じ取れませんでした。取り急ぎ、下記の通りまとめましたので、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。 敬具

記

1. P1(1) 私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全

文末に、……例えば、科学技術は、……と科学技術が期待されることが強調されていますが、この例文を削除すべきです。現在の環境問題の多くが、この科学技術信仰から来ていると言っても過言ではありません。たしかに、役立つ部分はあると思いますが、それは、前文に科学技術の言葉が入っていることで十分です。強調するのであれば、環境に関しては、多様な活動が展開されることの方が期待されるものであることを明記するべきと考えます。

2. P2 1行目に、…ふるさとから学び地域ぐるみで環境を守り良くし、また循環型の地域づくりをしていこうとする動きは、地域の環境とあいまって「地域環境力」と捉えることができ、その活性化が求められています。…とありますが、そこに、「身近な暮らしの問題を改善する活動」の言葉の挿入をご検討下さい。

3. P5.ウ.社会など幅広い場における環境教育の推進

中段…また、暮らしの中における環境教育として、生活者、消費者への環境教育に関する取組を進めます。…をもう少し強調して下さい。環境保全を進めていくには、暮らしと直結した問題が多々あります。そこに気付き、改善して行くことで、他の環境保全活動へと関心が深まっ

て行く様を多く見てきました。まず、身近な問題で、達成感や充実感を味わえる取組を進めることが重要だと感じます。

4. P5.エ.人材の育成・活用

・最後から3行目の...またこうした人材と学校現場をつなぐコーディネーターの養成を図ります。...とありますが、学校現場の他、「地域・社会」の言葉を挿入願います。

・最後から4行目...外部の専門家...とありますが、「地域の専門家（そのことを良く知る）」の言葉の挿入を願います。地域の専門家の育成・活用が重要視されなければ、環境教育の発展はありません。その内容が欠如していると感じます。ご検討下さい。

5. P6.オ.プログラムの整備

プログラムが、全国統一になるおそれを感じます。参考として必要な（研究）部分はありますが、その地域の特性にあったプログラム・助言（指導者）が重要であることを明記する必要があります。ご検討下さい。

6. P7. 人材の育成、認定事業の登録及び情報提供

登録制度により、指導者のレベルアップと育成を図る意図は評価できますが、そのことによって、地域のことやその問題に事に詳しい人材の活用や育成を阻害するものであってはならないと考えていますが、その事に対する明確な表現がありません。環境問題は、足元から考えて行動することが最善であることから、人材の育成・活用の主体が地域であるべきと考えます。環境教育では、生活空間は、人間も他の生きものも同じで、水・食べ物・ねぐらであると学びました。そこで、地域を流域とし、そこでの人材育成・活用としたら明確になると考えます。おりしも、自治体で作成している環境基本計画や水環境保全計画では、流域単位の保全活動がうたっており、すでに始まっています。他県も、水道水源や流域での取組があり、きれいな水といのちを守る活動へと発展しつつあり、分かりやすい活動と考えます。昔から、水と生活は一緒でした。

ぜひ、人材育成・活用の主体を流域単位で発展させることの明記をご検討下さい。

7. P10. (2) 法の施行の状況についての検討、見直しの準備

この基本方針案が、全体的に漠然としていることから、早期のチェックが必要と感じます。もう少し、明確な検討過程・内容の明記と基本方針への反映を繰り上げることが最善と感じます。

以上

提出意見33

氏名・団体名：みやぎ環境教育ネットワーク

職業等：

意見：

みやぎ環境教育ネットワークは、「身近な環境教育を進めるために学校と市民、NPOの連携を図ること」を目的に活動をしています。その中で見えてきた学校現場の現状を中心に意見をまとめました。

1) 「1. 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な事項」(p.1~2)について

・全体的にもう少し整理してわかりやすくしてほしい。

2) 「1(2) イ環境教育の内容」(p.2)について

・「基礎要素」という意味・位置づけがわかりにくい。

・「基礎要素」の内容についてもわかりにくい。

・3, 4項目について

3, 4項目は表現が道徳的に過ぎるように感じられる。学校では環境教育がともすると道徳教育となっている場合がある。なぜ大切かを考えず、いわれていることを鵜呑みにしてやるのではないように。

例) プルタブ集め：以前は散乱ゴミで問題となっていたが、プルタブがはずれない現在でもプルタブ回収を環境教育という位置づけで行なっている学校がある。

「いのちの大切さを学ぶ」は環境教育としては漠然としたものであり、環境教育というところであげることではないと考える。(できれば3, 4項目ははずしてほしい)

・1, 2項目について

「人は、食物連鎖や自然循環という生態系の中で生存しており、社会システムの中で暮らしていることをきちんと知ること、理解すること」で、「すべてのさまざまな問題を、環境という視点もいれて客観的かつ公平な態度で捉えること」ができ、「自ら判断し実施していくこと」ができると考えられる。この前提となっている部分、「人は、食物連鎖や自然循環という生態系の中で生存しており、社会システムの中で暮らしていることをきちんと知ること」をいれてはどうか？ この中に3, 4項目は含まれていると考えられる。

1項目は、「大切であること」ではなく「～学ぶこと」の間違い？
 (ほかの項目が主語が人であることに對し、ここだけが違います)

3) 「2(2) ア 学校における環境教育」(p.4)について

・モデル校及びモデル地域設定は有効ではない。

今までにも環境教育モデル校の指定はあった。その後、多くの学校に広がっていくモデルとなっていたのだろうか？ またモデル校を決める経緯をどう考えるのか？ モデルとなる事例を作るために予算をつけて実施する意味が「環境教育」を広めることにつながるだろうか？

今までのモデル指定校の事例を考えると、指定期間後の継続が難しい(予算がない、先生の異動、次の別の研究指定に取り組むなどの理由)、他校への広がりが少ない(予算がないからできない、地域性が違う、ほかの取り組みで忙しいなど)ことが予測される。参考になる事例ということであれば、実践事例の紹介のほうがいいのではないか。学校においても自発的にかつ意欲的にすすめる別のやり方を考えて欲しい。

・全国規模の実践研究大会発表を学校だけが集まる環境教育の大会として新設するのは無用。

さまざまな主体が関わる環境教育がいわれている中で、学校だけが関わる大会は無意味と考える。学校と地域の連携をめざすものであれば、別のやり方があるのではないか。先生の研修ということでも、すでにさまざまな研修や大会の中で環境教育という分野がつくられている。

・そもそも「モデル校」、「実践研究大会発表」は、国がここで決めるべきことなのか？

どのような内容がよいのか、どのようなやり方がよいのか、もっと地域レベルで市民(国民)をまきこんだ形でおこなうことがいいのではないか？(国レベルで行うのではなく、地域主体に任せ、その分の費用を他で有効に使ってほしい)

・エコスクールは積極的に進めて欲しい。

環境教育を行う場として学校そのものが良い環境になることが一番の環境教育である。ただし、どのようなエコスクールにするかについては、学校と地域の人意見も採り入れる仕組みをつくる必要がある。そのような方向性までだしてほしい。最先端の設備を取り入れるということではなく、現状の学校設備をどのように変えていくかについても話し合いがもてるように。行政地域内で、どのような優先度をつけてエコスクールとしていくのかを考えて欲しい。行政地域内にエコスクールあればよし、ではなく、すべての学校がいつかはエコスクールになるように。あるいは既設校でも変更できる部分からエコスクール化していくように。

・「発達段階に応じた体験活動」の深堀を

体験活動を進めることは重要で、取り組み内容は自由であるべきだが、年齢にあわせた体験内容の整理と大まかな方向付けは先に国が行うべきではないか。小中高それぞれが脈絡なく体験活動をするのではなく、小学校では十分に自然体験を重ね、その上に知識や社会性を持たせた活動を積み重ねるような、効果的で合理的なやり方を国が先に示しておくことは環境教育を進めるのに有効と思われる。（カリキュラム化を望んでいるわけではない。修学旅行を6年で行う、というようなもの）

4)「主体をつなぐ、施策をつなぐ」(p.4)について

・「教育」(教師、教育委員会)がどこにはいるのか、具体的なイメージがわく文面にしてほしい。「教師」にとっては、「総合的な学習の時間」で環境教育を行わなければこの法律や方針が自分とは関係がないようにしか見えない。

・施策の中に、「学校」が主体的に関わる施策がない。「学校づくり」もいれてはどうか？

・さまざまな分野の連携

環境は行政の中でも様々な部署に関係するものである。しかし、すべての地域で行政内部の連携がとれているとはいえない。環境担当と学校教育担当との連携がとれていないとよく問題にされている。それら部署をつなぐことが施策をつなぐことにほかならない。きわめて重要なところである。しかし、この考えをすすめていくために、この「方針」でどのような施策を考えているか、その施策が見えない。担当者の意識だけに任せるといえるだろうか？

5)2(2)イ 学校の教育職員の資質向上」(p.4)について

・すべての教師に環境教育を

児童生徒への環境教育の前に、児童に関わる大人として教師への環境教育が必要と考えている。すべての教科が環境とつながりがあるからである。また、学校全体で環境教育への理解と取り組みを進めるためにも、一部の教師だけでなく、教員全体への基礎的な環境教育が必要と考える。

ただし、ここで望む環境教育とは、網羅的な、詳細な環境教育ではない。なぜ環境という視点が必要か、環境教育が何をめざすか、といった枠組みである。「人は、食物連鎖や自然循環という生態系の中で生存しており、社会システムの中で暮らしていることを知る」という「基本要素」である。また、環境教育は「持続可能な社会」を形成するために必要なものであり、そのほかに福祉や国際理解などがあること・関係すること、環境を理解するためには基礎学力

も必要であること、実施していくには道徳も必要であることに気づくものと考えている。(現状でも、さまざまな教科で環境の視点は取り入れられている。ただし、「人は、食物連鎖や自然循環という生態系の中で生存しており、社会システムの中で暮らしている」という認識に結びつけることができていないように見える。)

現在行われている初任者研修、5年研修、10年研修という場に取り入れられることにより、10年後には、すべての教師への普及が可能である。目に見えやすいが、ごく一部の教師しか関与しないモデル校や実践発表大会などでなく、将来をめざして地道に続けていく仕組みこそ、国には築いてほしい。

そのベースの上に、環境の専門的な知識をもった教員の育成や外部からの導入などを考えて欲しい。

以上

提出意見34

氏名・団体名：大屋 渡

職業等：森林インストラクター会「愛」

意見：

<該当箇所>：全般

<意見>：平たく言えば、環境保全のムードを盛り上げましょうということで、その仕組み整備していくための各種の取り組みを述べたものと捉えるが、体験的・参加的なものを中心に置くこと自体は良しとしても、伝えるべき内容については二の次であるように感じられる。環境問題への対応であるなら、その「問題」についての正しい理解が不可欠であるのは言うまでもなく、2ページ目「環境教育の内容」として「環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度で捉えること」とあるのはそこへの配慮と見受けれるが、実際は環境教育の「質」、すなわち「内容の妥当性」はどのように確保されるのか、「民間の人材育成、認定事業の登録制度」も挙げられているが、それは「登録」である以上、実施している教育内容にまで踏み込むものではないと思われるので、不安が残る。例えば大学など学術的課程の修了者などの文部科学省の資産を有効に活用するなどのことは考えられないのか。

<該当箇所>：2ページ「環境教育の内容」第1項目

<意見>：「環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの」という部分が具体的にはどのようなことを指しているのかよく分からない。例えば、ある自然環境（生態系）について開発（改変による利用）を求める側と保全を求める側とのやや古典的な対立関係を指すのか、または、森林という場について、林業など生活の場とする中間山地の人々の現実と、そこに景観やレクリエーション、環境保全的機能を求める都市住民の希望とのギャップを指すのか、あるいは良く言えば総括的に、悪く言えば曖昧模糊に「そういったこと全体」を指すのか。この部分が、その後の文章にもなかなかつながらないので（4ページの「様々な公益への配慮」が少しつながるか？とぼんやり思う程度）、もう少し明確にする努力が払われても良いのでは。

<該当箇所>：2ページ「環境教育の内容」第2項目

<意見>：「環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度で捉えること」という部分は、環境に

関わる問題が科学的にも解釈の難しい問題であること（例えば因果関係の立証の難しさ）をもう少し踏まえた表現にするべきではないか（例えば「環境に関わる問題を、科学的にも明確でない部分が多いことも踏まえて、客観的かつ公平な態度で捉えること」など）。実際の「環境教育」の現場では、立証の問題が相当難しい（科学的に不明確な問題）でも、あたかも明白なことであるように語られていたり、内容が学術的に誤っている（稚拙である）ことも、実にしょっちゅうである。今は、盛り上げていくことが先決ということかもしれないが、率直に危惧を憶える。

以上、急いで作成したので舌足らずで恐縮ですが、よろしく願い致します。

提出意見35

氏名・団体名：有田 優子

職業等：

意見：

<該当箇所>

全体的

<意見>

「環境」という言葉の中に、人が生態系から切り離れた動物のことを考えることが含まれていないように思います。

前例としてのこれまでの環境教育は、公害調査だったり、自然の一部としての動物を観察することはあっても灯台もと暗らして、犬や猫や家畜として一緒に暮らす動物と野生動物のけじめがあいまいのまま、例えば、野生の猿や猪に食物を与えバランスをこわすことに罪の意識がなかったり、ペットを捨ててそれが生態系を破壊する程繁殖してしまったりと、環境教育のおとし穴がひきおこした例がたくさんあります。

環境省の中でも動物愛護の部署は歴史が浅いのですが、そのような人間側の事情に影響されない環境教育をお願いします。

提出意見36

氏名・団体名：伊藤 博隆

職業等：

意見：

=====

1. (2) イ 環境教育の内容について

以下の項目を追加し、環境教育の内容を明確にした方が良くと思います。

人類も含めた全ての生物の生命の基盤である、地球環境と生態系について学習し、人類がどのように地球の資源を利用し、それによってどのような問題が生じているのかを理解する。

=====

2. (1) ア 環境教育を進める手法の考え方について

この項に関しては、自然教育についての記述が中心で、社会教育的な面が少ないので、以下のような点を追加すべきと考えます。

幼児、小学校低・中学年に関しては、自然体験や農業体験を通じ、自然環境の原体験を積み、小学校高学年以上には、リサイクルの現場など社会的な面に触れ、自分の生活がどのようにして成立しているかを理解する学習を行う。

=====

2. (2) キ 各主体の連携

この項では地域コーディネーターの必要性が記述されているが、NPOと学校の連携を考えた時、このコーディネーターの不在が、障害となる事が多い。学校の先生では異動が多く、地域やNPOとの顔の見える関係を継続的に実施することは難しい。教育委員会、行政担当部署、学校現場、地域のNPOを繋ぐようなコーディネーターが、長期的に業務を継続することが望ましい。そこで以下のような記述に改めた方が良くと思います。

各主体の連携を調整するために、教育委員会、自治体担当部署、学校、地域のNPO等を繋ぐコーディネートを担当する部署を設置し、専門のコーディネーターを養成します。また、各地の先進的な連携の事例についての情報の収集と提供、各主体をつなぐ手法等の普及を進めます。さらに、地方公共団体における関係部局の連絡調整の強化が重要であり、そのため国は各省間の連携を十分に行い、協力した施策の推進を図ります。

=====

2. (2) ア 国の職員に対する環境教育等

この項では、職員がボランティアに参加することを中心として記述してありますが、ボランティアの推進とともに、国の仕事として日常業務の中で環境に配慮することが重要です。職員研修の中で、ISO14001 やエコアクション 21 やナチュラルステップなど、国家事業がより環境に配慮したものとなるような職員研修が必要です。

2. (2) イ．事業者による従業員向け環境教育等への支援

上記アと同様に、社員研修や昇進試験などに、CSR、ISO、EMS などのカリキュラムを取り入れ、環境リスクについて理解することで、企業活動をより環境に配慮したものにする必要があります。

2. (2) イ．地方公共団体の拠点機能の整備に対する支援

アの項で、地球環境パートナーシッププラザ（GEIC）に関する記述がありますが、地方プラザのように制度を全国展開する以前に、GEIC の機能、役割、職員体制などを第三者により評価し、その上で制度の普及をはかるべきものと考えます。

2. (2) 民間による土地等の提供に対する支援に対する支援

通常、個人所有の土地が開発されるのは、多くの場合相続が発生した時です。相続をするだけでも多くの場合、膨大な手間がかかり、増してや所有地を行政に物納することは複雑です。この基本方針で可能な範囲を超えることですが、そうした複雑なプロセスでなく、もっと簡便な手続きで土地の寄贈などが出来るような制度を整える必要があります。

(1) 国と国民、民間団体等との連携、協力

法を作る際は、国民の意見を積極的に聞き入れ、反映していく必要があります。今回の基本方針の策定の際には、積極的に国民の声を聞くプロセスがありましたが、全ての法律においてこうしたプロセスが不可欠であり、今後、さらに積極的な意見交換が必要です。

その他の事項

司法現場での環境教育の必要性

土地開発に関することで、裁判になることも少なくありません。景観に関する裁判では、建築基準法などの諸法令を照らし合わせて、開発業者にとって有利な判決が多いように感じます。これは司法の現場の環境に対する認識の低さを如実に現しており、人権や男女平等などの分野に比べ、残念ながら司法現場の環境への認識も低いと言わざるを得ません。司法への環境教育も必要なのではないでしょうか。

提出意見37

氏名・団体名：（財）日本自然保護協会 / NACS-J 普及広報部

意見：

具体的な目標地点を示す必要がある。

全般的に、方針の方向は示されているが、目標地点や目標の程度が明確でない。現在の状況についての認識を示し、それに対して5年後にはどのような状態にありたいかを示すことが必要である。今回示された基本方針案では、5年後に行うとされている、本基本方針の点検と見直しの際に判断に困る方針の設定になっている。

環境教育の目的について。

持続可能な社会が環境教育の手段として示されているが、持続可能な社会は手段ではなく目的である。持続可能な社会を構築するため、そのような社会の一員としての自覚を持ち、行動できる人を育てるのが、環境教育の目的という認識を示す必要がある。

どのような機能をもつ事業・施設・プログラムが必要かを示す。

各所に、環境教育の事例として、具体的な事業・施設・プログラム等が挙げられている。これらの事例がどのような点で評価されているのかを明記せずに列記されているために、今後、環境教育に取り組もうとする人・学校を、例示されている事業・プログラムへと誘導することになりかねない。基本方針では、具体的な事業や施設名を示す以前に、どのような機能をもつ事業・施設・プログラムが必要かを示すことこそが必要である。具体的な事業名・プログラム名を示す場合には、それを例示した理由（例示するほど高く評価しているのがどのような点であるのか）がわかるようにしておくことが必要である。

（以上）

提出意見38

氏名・団体名：青木 容子

職業等：オーガニックテーブル株式会社

意見：

学校、地域、社会など幅広い場における環境教育について

特に、エコスクールの充実について。

エコスクールとしての校舎の新築、改築を進めるだけでなく、既存校舎についても、積極的にエコスクールへ向けた取組をしていただきたいと思います。

特に、建物や設備（ハード面）の充実だけではなく、ソフト面としての環境教育への補助助成をお願いしたいと思います。

具体的には、建物の緑化等屋外教育環境や熱環境整備等をし、これを題材に住環境に対する意識改革に促すような教育を行うことで、これらの取組が生徒のみならず、学校周辺の住民の方々に対しても学習効果を与えるような施策に取り組んでいただきたいと思います。

エコスクールの充実は、ひいては予算の削減やゴミの削減、省エネ等につながる重要な施策と考えます。

提出意見39

氏名・団体名：川村研治

職業等：日本環境協会

意見：

4 ページ

学校、地域、社会など幅広い場における環境教育

ア．学校における環境教育

【総合的な学習の時間を支援する地域組織の創出・強化】

総合的な学習の時間は生まれたが、学校の中で環境教育への取組が急速に進んではいない。教育現場においては、授業時間の削減などにより、環境教育に取り組む時間的余裕が減ったこと、指導できる教員の資質などの問題があると言われている。

総合的な学習の時間を有効に生かすために、地域との連絡調整の機会をつくる、あるいは既存の地域協議会的組織がある場合は、総合的な学習の時間の運営を協働で実施する役割を強化する措置を求める。

【課外活動の活用】

一方、中学、高校においては課外活動が盛んであり、スポーツ系のクラブ活動に参加する児童・生徒が多く、土曜日のこどもの居場所を作る上で重要な役割を担っている。一方、スポーツの苦手な子どもたちが土曜日に居る場所が減ったという問題もある。

地域に根ざし、地域と関わる教育活動を日常的に進めるため、「環境クラブ(仮)」といった課外活動を設け、教員あるいは地域の組織や人材との連携による環境教育活動を推進すべきである。

5 ページ

イ．学校の教育職員の資質向上

【コーディネート能力に言及すべき】

学校における環境教育であっても、教員のみが進めることは絶対に不可能である。むしろ、地域の組織や人材との協調・連携のもとに進めるべきであり、教員にはコーディネーターとしての資質が求められる。人間関係トレーニングやコミュニケーションスキルのトレーニングを重

点的に実施すべきであると考え。また、教員養成課程においても、これらの訓練を必須のものとするべきである。これは、環境教育のみならず教育現場で起こる「学級崩壊」などの事態の予防措置としても効果があるであろう。

10ページ

3. その他の重要事項

(1) 各主体間の連携・協力

(2) 法の施行状況についての検討、見直しの準備

【真の連携を促進するには評価・改善のプロセスへの真の参加が重要】

ここで書かれていることは全くその通りと考えるが、自発性を原理として動く NPO 等の市民組織と違う行政機関や教育機関が「連携・協調」関係を築くことによって、自発性・自立性がそがれる事態が現実には起こっている。市民による自発性・自立性を担保するために、施行業況の監視と見直しが重要である。評価がお手盛りのものとしないうちに、検討・見直しにあたっては、真の利害関係者が対等な立場で関わり合う枠組みを設けるべきである。

以上

提出意見40

氏名・団体名：（財）世界自然保護基金ジャパン 事務局長 日野迪夫

職業等：

意見：

基本方針全体について

わが国では、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が成立する以前から学校教育や社会教育・生涯教育などの様々な場面において、目的や方法の違いこそあれ、何らかの形で環境教育が行われてきた。しかしながら、環境教育が必ずしも広く社会に浸透しているとは言いがたい。また目標とする成果をその通りに上げてきたわけでもないと思われる。各地で環境教育の実践にあたる者の多くは、人的、資金的、制度的な壁にぶつかった経験をもっており、依然として解決すべき課題を数多く抱えている。

したがって、本法律と基本方針に対しては、これら現在の環境教育が抱える課題の解決につながるようなものであってほしいとの期待がある。しかるに、現在の環境教育を後押しするような「制度」についての記述が少なく、物足りない感じがある。

また、法律の制定に際しては、「法律の条文には書き込まれなかったものの、これらは懸案の事項であると認識している」として附帯決議がついて成立することがある。しかしながら、懸案の事項が、未解決のまま「基本方針」へ送られ、さらに「政令」「主務省令」へと先送りされていき、最終的に積み残しのまま、「5年後の見直しで考慮する」という道をたどることが少なくない。本法についても、「政令」「主務省令」で定めることであっても、「基本方針」段階でもその姿が十分に見えるようにすることが望まれる。

環境教育に関する法律として、時限法ではなく、恒久法の形をとっているのは世界初と聞く。その意義は小さくないことから、それにふさわしい法律として機能するように十分に内容のある「基本方針」が策定されることを願っている。

以下、基本方針概要（案）の項目に沿って意見を述べる。

はじめに（略）

この項目が基本方針概要（案）の段階でも書き込まれておらず、基本方針の目指すところが示されていないのは遺憾である。中学生にも分かるような言葉で記述したいと聞いているが、それはぜひともそうしていただきたい。

また、日本の各種文書において引用される重要な概念は海外由来のものであることが多い。基本方針概要（案）に「ブルントラント委員会」からの引用があるが、環境教育の分野でも、教育者は他にもたとえば、トビリシ宣言やベオグラード憲章を引用することが多い。それ自体は悪いことではないが、本基本方針が英語に訳された際には、これが広く海外でも引用されるような優れた序文（はじめに）にし、世界に誇り得るものにしたいものである。「環境の世紀」の到来を謳いあげ、日本国の姿勢を国内外にアピールしたいところである。

「はじめに」とは違い、以下の項目は、実効性が生まれるように、可能な限り具体的な制度や仕組みの構築が述べられているべきである。

(1) 私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全 (p.1)

<意見> 「持続可能な社会」という概念は新しいものではないが、残念ながら英語由来の言葉の訳語であるため、日本社会に浸透していない。この概念自体の認知度を上げる工夫が必要である。これはNGO自身としても課題としているところである。

(2) 今後の取組の基本的な方向 (p.1)

<意見> ここは「方向」を示すものなので、分かりやすく論点の整理がなされていけばよいのであるが、その後の具体的な施策につながっていなければ意味が伝わりにくい。つまり、p.4からの「(2) 環境保全の意欲の増進、環境教育の推進のための施策」に書かれた施策が1.に洗い出された論点のどれに呼応したものなのか、関連付けをしないと漠然とした記述に終わってしまい、読み手が理解しづらいと思われる。

ア. 環境教育を進める手法の考え方 (p.4)

《原文》・「関心の喚起 理解の深化 参加する態度・問題解決能力の育成」を通じて「具体的な行動」を促すという一連の流れの中に位置づける。

・知識、理解を行動に結びつけるため、自然や暮らしの中での体験活動を継続的に実践するなど、継続的な実践体験を環境教育の中心に位置づける。

<意見> ここでも触れられているように、「知識」を「具体的な行動」に結びつけるのが、実際にはとても難しい。大きなギャップが存在することは環境教育の実践者であれば、みな承知しているところである(例：『平成15年 環境学習活動報告書』山のふるさと村ビジターセンター(東京都多摩環境事務所発行)のp.14)。それゆえに、「知識」「具体的な行動」の間のギャップを乗り越えるための知恵を集めることにとりわけエネルギーを注ぐ必要がある。p.4からの「(2) 環境保全の意欲の増進、環境教育の推進のための施策」のなかで、別途項目を立てて具体的に策を示したいところである。

ア. 学校における環境教育 (p.4)

<意見> 学校教育においては、概して「総合的な学習の時間」への期待が高いが、文部科学省も環境は福祉や国際理解等のテーマと並んで例示しているだけである。また、もともと学校や学習者の主体性を尊重する時間であることから、「総合的な学習の時間」に無理に設けるのは本意ではないはずである。また、「環境科」のような科目を新設することは、既存の科目の年間配当時間が削減されている中では、短期的には期待しがたい状況にある。したがって、総合学習向けの教育プログラムを開発しつつも、既存の教科(社会や理科など)の中に、相当まとまった時間を割いて環境について学習する単元を設けるように学習指導要領に定めるのがよいと思われる。現在も社会、理科のみならず国語や英語にも自然破壊に触れる文章があり、断片的な学習がなされているが、これは前段で述べたように、「知識」止まりで、「具体的な行動」に結びついていないことから十分な成果を上げているとは言えない。「環境」についての単元を既存の教科内でしっかりと設け、一定の体系的な学習がなされるようにすることを目指すほうが現実的である。そのためには、イ.学校の教育職員の資質向上 (p.5)にあるように、「教員養成課程で環境教育を取り入れることが必要」になってくるのは間違いない。したがって、教員養成学部等に環境教育の専門的な技能をもった教官を置くことは必須であると考えられる。

また、中学高校の理科教員はもとより、小学校においても理科専科の教員が配置され、その教員が環境教育の技能を持っているようにすることが大切であろう。

ウ．社会など幅広い場における環境教育の推進 (p.5)

<意見> たくさんの事業名が並んでいるが、それよりはすべての基礎的自治体に1ヶ所は環境学習施設があること、といったような具体的な目標を設けたいところである。

2) 職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育 (p.6)

<意見> ここに書かれてあることはすべて誤りではないが、防災訓練のように年1回環境教育に関する研修を従業員に受けさせる等の義務付けを、例えば、従業員50人以上の職場においてはするということを目標として掲げてよいのではないか。

3) 人材の育成、認定事業の登録及び情報提供 (p.7)

<意見> 人材認定制度は本法律において、もっとも議論を呼んでいるところであるが、国が環境教育の人材を認定することは本来好ましくない。環境教育はその内容は、海・山・川、自然体験、模擬体験学習、屋内聴講等多様であり、今から一律の基準を設けるのは困難であろう。この認定からもれた団体や環境教育指導者が、学校現場等からの信任を得られず、活動の機会を失う心配もある。

国が人材の認定事業を行うのであれば、主務省令に先送りせず、この基本方針の中で、認定の基準を示し、世に問うべきであると思われる。現在の民間における自発的な活動を妨げるような事態になることは避けるべきである。そのためにも現時点で基準を示し、十分な議論のうちに定められるような手続きを少なくとも踏む必要があるだろう。

ア．国の拠点機能の整備 (p.7)

<意見> 既存の施設(地方環境対策調査官事務所)を活かしながらも、パートナーシップの拠点整備を図ることは正しい。ただし、その数には限りがあるので、この項目に挙げられている国立青少年教育施設、国立公園、国営公園等の都市公園などにある施設を環境教育の目的で利用する際に、本法律の精神に基づいてより利用しやすくするような便宜を図ることを求めたい。申し込み手続きの簡素化や施設の空き状況確認が容易にできること、施設利用料の引き下げ等である。あるいは、こういった施設での環境教育活動の年間目標日数を定めるのも効果が期待できる。

関係省の連携強化 (p.10)

<意見> 本法律は国法であるので、国の果たす役割は大きい。関係省連絡会議の開催にとどまることなく、環境省の「環境教育推進室」は速やかに「環境教育推進課」に昇格させ、文部科学省や農林水産省、経済産業省、国土交通省の関係4省を先導する力を持たせるべきである。

(2) 法の施行状況についての検討、見直しの準備 (p.10)

<意見> 施行後5年を目処に基本方針の見直しをするとあるが、見直しの基準を明確にしておかないと、恣意的な評価に終わるおそれがある。施行状況をモニタリングするための基準をこの基本方針の中で示しておきたい。また、基本方針概要(案)のp.1からp.10に挙げられている項目で、数値目標を設定できるものはすべてそうすべきである。例えば、本意見書のp.3において、基礎的自治体には環境学習施設が少なくとも1ヶ所はあるべきと述べたが、このよ

うな目標を設けなくては、何らの取組もなされないままに終わる項目がたくさん出る恐れがある。従業員 50 人以上の職場においては年 1 回の環境教育研修を義務付けるというのも数値的な目標の例である。